富田林市

子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

富田林市

はじめに

富田林市長　多田　利喜

近年、わが国では少子化が進み、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。また、IT 技術の進展により、さまざまな情報が容易に入手できる時代になり、子育てに対する関心がより一層高まるとともに、大都市圏を中心に保育所の待機児童が課題となり、子どもに対する犯罪や虐待といった大きな社会問題も起こっています。

このような社会状況の中で、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 27 年４月から子ども・子育て支援新制度が始まります。

本市では、「子育てするなら富田林」を合言葉に、子育てしやすいまちづくりを重点施策に掲げ、生まれ育つすべての子どもたちが健やかに成長する環境の向上と、市全体で子育てを支える取り組みの充実をめざして、「富田林市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、これまでの次世代育成支援行動計画で掲げた「ともにいきいきと輝き、あかるい未来が見えるまち・とんだばやし」を、大切な基本理念として継承することとし、子育てを地域全体で見守り、支えていく環境づくりをより一層進めることで、人々がいきいきと輝き、心が触れ合い、あかるい未来が見えるまちをめざします。

そのためには、行政をはじめ、家庭、学校、企業、NPO やボランティア、そして地域のみなさまが連携し、協働して取り組んでいくことが必要となります。今後も、みなさまの一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、市民のみなさまからアンケート調査などを通して、大変貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。また、各分野からさまざまなご提言をいただきました「富田林市子ども・子育て会議」の委員のみなさまに、心から厚くお礼申しあげます。

平成 27 年３月

目次

第１章　計画の背景と策定趣旨 1
1　計画策定の背景 1
①国全体の次世代育成対策 1
②富田林市の次世代育成支援 2
③次世代育成支援対策推進法などの一部改正 2
2　計画策定の趣旨 3
3　計画の法的根拠、位置付け 4
①計画の法的根拠 4
②本市における本計画の位置付け 4
4　計画策定の時期および計画期間 5
5　計画の策定体制 6
①子ども・子育て会議の設置 6
②アンケート（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施 6
6　子ども・子育て支援法に基づく制度の概要 7
①新制度の目的 7
②子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要 7
③市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項 8

第２章　子どもと子育て家庭に関する動向 9
1　人口、児童数に関する動向 9
①総人口 9
②出生数 10
③婚姻件数、離婚件数、未婚率 11
④子どもの人数 12
⑤乳幼児・児童数の推計 13
2　世帯・就労に関する動向 14
①子どものいる世帯 14
②ひとり親世帯、生活保護世帯 18
③子育て家庭の就労状況 19
3　子育て支援に関するサービスなどの利用状況 22
①教育・保育の利用状況 22
②保育の利用状況 23
③幼稚園の利用状況 24
④子育て支援事業の利用状況 25
⑤子育ての経済的負担の軽減 26
⑥小学校児童数、学童クラブの状況 27

第3章　子ども・子育て支援事業計画 29
1　子どもの育ちと子育て支援の基本理念 29
施策体系 30
2　教育・保育提供区域の設定 32
①教育・保育提供区域の定義 32
②教育・保育提供区域の設定 33
3　教育・保育のニーズ量の見込みと提供体制・提供量 34
①教育・保育のニーズ量（1～3号認定）の見込み 34
②教育・保育のニーズ量（1～3号認定）に対するサービスの提供量と提供体制 37
③本市の地域型保育事業認可に係る需給調整の考え方 39
4　教育・保育の一体的提供および円滑な利用の促進 40
①教育・保育の一体的提供の推進 40
②産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設などの円滑な利用の確保 41
③幼児期の学校教育・保育の質の確保 41
5　地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みと提供体制・提供量 42
①利用者支援事業 42
②地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター） 43
③妊婦健康診査 44
④乳児家庭全戸訪問事業 45
⑤養育支援訪問事業 46
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ） 47
⑦子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業） 48
⑧一時預かり事業 50
⑨延長保育事業 52
⑩病児保育事業（病児・病後児保育） 54
⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 56
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 58
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 58
6　子どもに関する専門的な支援の充実 59
①児童虐待防止対策の充実 59
②障がい児施策の充実 61
③母子家庭および父子家庭の自立支援の推進 64
④仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備 65

第4章　次世代育成の推進 67
1　子どもの人権尊重と権利擁護の推進 67
2　母子の健康と安全の確保 69
①健やかな妊娠・出産への支援 69
②子どもと母親の健康確保 70
③食育の推進 71

④小児医療の充実 71
⑤乳幼児期の事故防止 71
3　心豊かな子どもを育てる教育環境の充実 72
①幼児・児童教育の充実 72
②放課後対策、青少年期の健全育成 73
4　子ども・子育て支援を支える体制の強化 74
①情報の提供 74
②子育てに関する相談体制 75
③外国人家庭などへの支援 76
④経済的な負担の軽減 76
⑤子育て支援のネットワーク 77
5　子どもに安全で安心なまちづくりの推進 78
①快適な生活環境の確保 78
②安全・安心なまちづくりの推進 79

第5章　計画の推進 80
1　計画の推進体制 80
2　計画の点検・評価・改善 80

参考資料 81
1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧 81
2　富田林市子ども・子育て会議条例 102
3　富田林市子ども・子育て会議委員名簿 104
4　計画策定経過 105
5　子ども・子育て支援新制度に関する用語説明 106

第１章　計画の背景と策定趣旨

１　計画策定の背景

①国全体の次世代育成対策

○平成元年の「1.57 ショック（注[1]）」を境に国の少子化対策が本格化し、平成 6 年 12 月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後 10 年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。

○平成 11 年 12 月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成 16 年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。平成 15 年 7 月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されました。しかし、少子化の流れが変わることはありませんでした。

○それまでの少子化対策は、いわば子どもを生み育てる側の視点に立った取り組みでした。しかし、その考え方では少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会をめざす」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、仕事と生活と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。

○新しい考え方に沿って、平成 19 年 12 月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現をめざす「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、続いて平成 22 年 1 月には、「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第 7 条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。

○さらに、平成 24 年 8 月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育および地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度（平成 27 年 4 月）から施行されることになりました。

注[1] 1 人の女性が生涯に産む子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の 1966 年を下回る史上最低（当時）となったことを指す。

②富田林市の次世代育成支援

○平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、都道府県、市町村および一定規模の事業主に次世代育成支援対策推進行動計画の策定が義務付けられました。(計画は、次世代育成支援対策推進法の 10 年間（平成 17～26 年度）を前期 5 年、後期 5 年で区分して策定)

○この法律に基づき富田林市（以下「本市」という。）では、前期 5 年間（平成 17～21 年度）の次世代育成支援行動計画を策定しました。その後、平成 21 年度に前期 5 年間の達成度を踏まえて、後期 5 年間（平成 22～26 年度）の後期計画（以下「次世代後期計画」という。）を策定し、次世代育成支援策を推進してきました。

○さらに、次世代後期計画の着実な推進とともに、今後も予想される少子化に対応するため、近年は次のような取り組みも進めてきました。

平成 20 年度	• 公立保育所の役割を中心に市全体の保育体制の再構築を提言した「富田林市立保育所のあり方について提言書」の取りまとめ • 学童クラブの有料化にあわせて、利用時間を 19 時まで延長
平成 21 年度	• 年度末で市立東条幼稚園を休園
平成 22 年度	• 提言書を踏まえて「富田林市立保育所民営化基本方針」を策定
平成 24 年度	• 市立みどり保育園を民営化（その後、第三者組織による評価・検証を実施） • 保育所保育士による、子育て家庭と妊産婦の戸別訪問事業を全市的に展開
平成 25 年度	• 待機児童解消のために新たな民間保育所を整備する方針を決定 • 子育てガイドブックのリニューアル、子育て支援情報 Facebook ページの開設 • 年度末で市立板持幼稚園を休園

③次世代育成支援対策推進法などの一部改正

○次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の時限法として成立されました。しかしその後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が就労の場で活躍できる取り組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層推進することが必要となっています。

○こうした状況を鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正（以下「改正推進法」という。）が行われました。

○また、改正推進法と同時に母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法)、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭および父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら 3 つの改正法が平成 26 年 4 月に公布されました。

2　計画策定の趣旨

○新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県および市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。これに伴い、平成 26 年度末で計画期間が完了する次世代後期計画は、改正推進法に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されました。

○本市では、こうした法制度の動向を踏まえ、生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境の向上と、市全体で子育てを支える取り組みの充実をめざし、子ども・子育て支援法に規定されている「富田林市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

○また、子ども・子育て支援法には規定されておらず、かつ本市の子ども・子育て支援に必要な施策については、改正次世代育成支援行動計画の趣旨に基づく施策として本計画に含めます。

（参考）子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことをめざす。

◎乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体の責任で整備すること。

◎保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

（内閣府「基本指針（案）」の要約）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭および父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直しなどの所要の措置を講ずる。

（厚生労働省資料）

3　計画の法的根拠、位置付け

①計画の法的根拠

○本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

○また、改正推進法第 8 条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

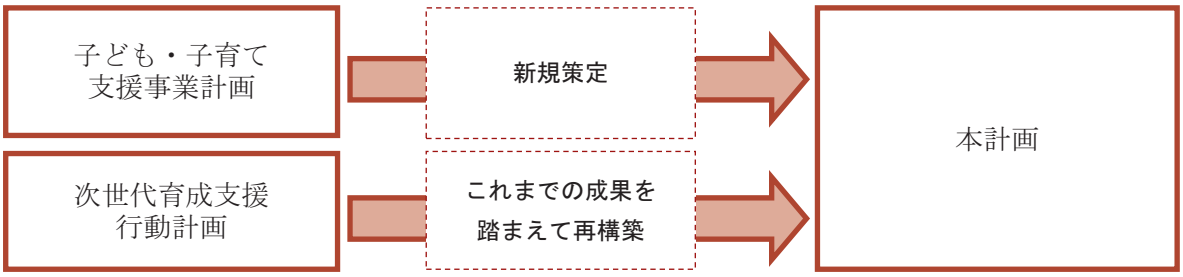

②本市における本計画の位置付け

○本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、大阪府子ども・子育て支援事業計画、本市の総合計画や関連計画、関連分野との整合ならびに連動を図ります。

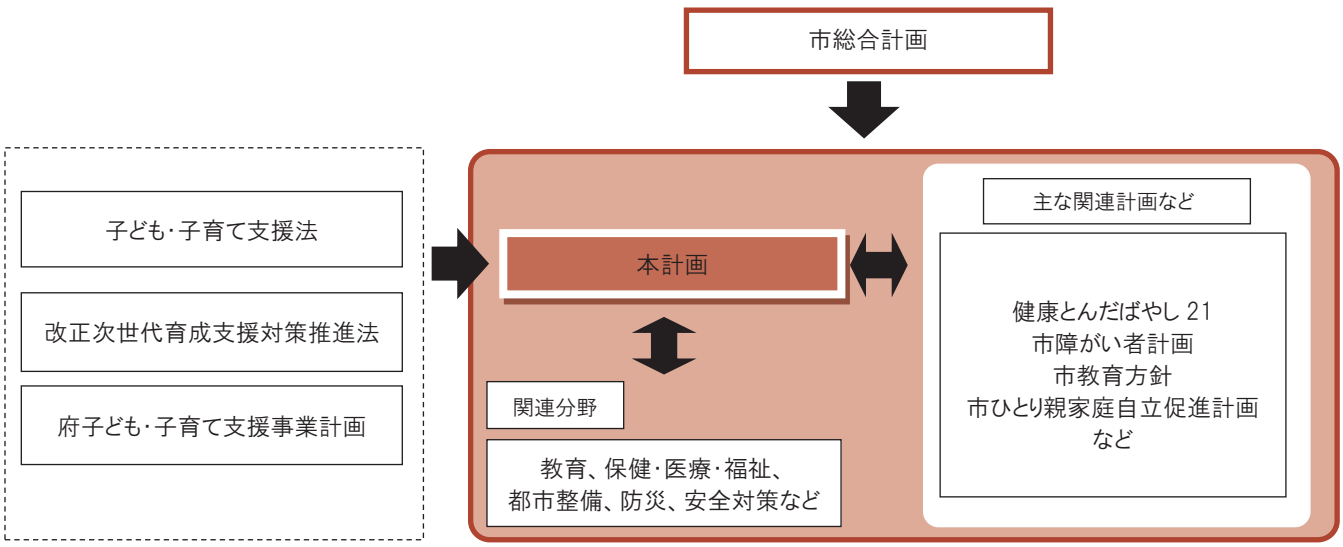

4　計画策定の時期および計画期間

○本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

○計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期 5 年間の計画を策定します。

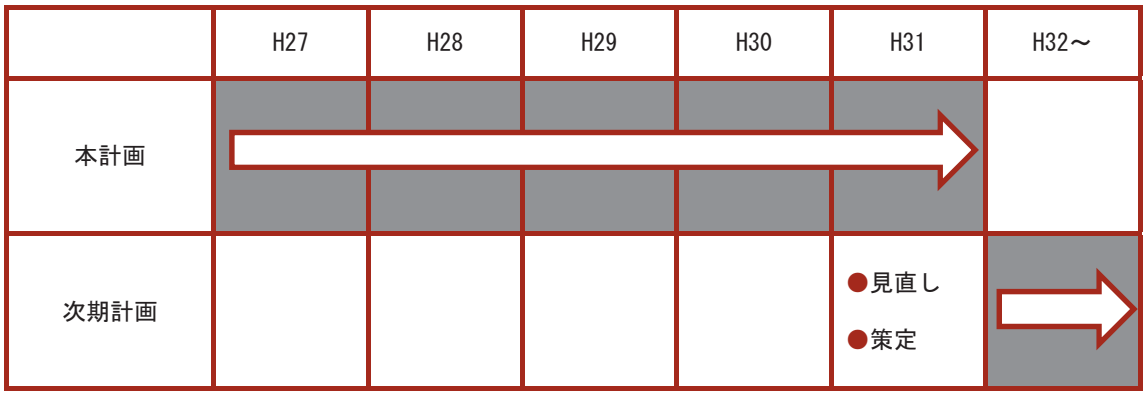

5　計画の策定体制

①子ども･子育て会議の設置

○本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「富田林市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容や事業運営、施策推進に関する事項について協議を行いました。

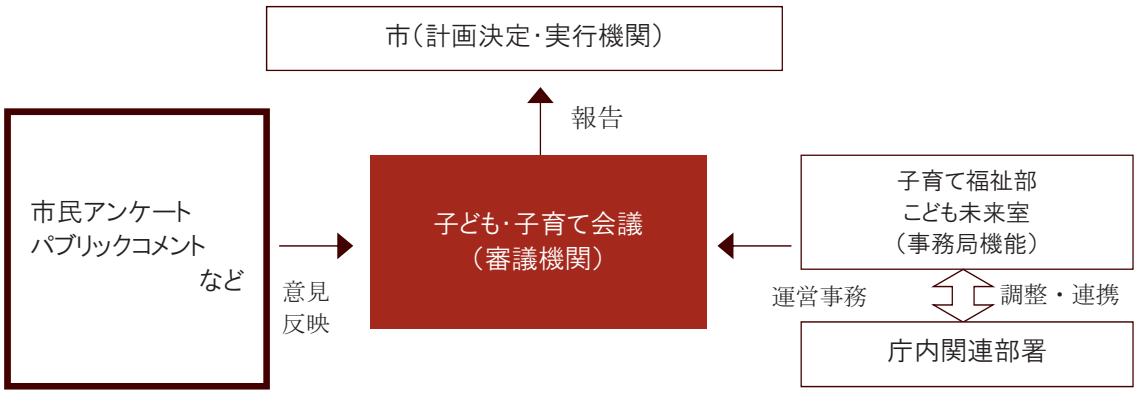

②アンケート（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

○本計画策定に当たり、就学前児童および小学生の保護者を対象として、次のことを把握するためにアンケートを実施しました。（以下「ニーズ調査」という。）

ア　本計画で定める教育・保育および地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

イ　就学前児童および小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	2,750 票	1,247 票	45.4%
	小学生	1,000 票	589 票	58.9%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成 25 年 10 月 24 日 ～ 平成 25 年 11 月 6 日			
調査方法	郵送による配布・回収（小学生は学校を通じて配布）			

6　子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

①新制度の目的

○本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された３つの法律（子ども・子育て関連３法（平成 24 年８月 22 日公布））に基づく新たな制度であり、平成 27 年度（平成 27 年４月）から施行されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記２法に伴う児童福祉法ほかの改正）

平成 27 年４月　施行（新制度スタート）

②子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

○市町村は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

■子ども・子育て支援給付（３つの給付）

種類	対象事業
（ア）施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
（イ）地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
（ウ）児童手当	―

※（ア）施設型給付、（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定した上で給付。（子ども・子育て支援法第 19 条）

（認定区分）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
１号認定	3～5 歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
２号認定	3～5 歳	あり（保育）	保育所、認定こども園
３号認定	0～2 歳	あり（保育）	保育所、認定こども園、地域型保育

■地域子ども・子育て支援事業（13 事業）

① 利用者支援事業
② 地域子育て支援拠点事業
　（つどいの広場・地域子育て支援センター）
③ 妊婦健康診査
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
⑦ 子育て援助活動支援事業
　（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）
⑧ 一時預かり事業
⑨ 延長保育事業
⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育）
⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

③市町村子ども･子育て支援事業計画の記載事項

○事業計画に定める事項は、「必須記載事項」と「任意記載事項」があります。（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項・第 3 項および内閣府「基本指針（案）」）

○本計画では、「必須記載事項」と「任意記載事項」ともに定めるものとします。

項目	内容
市町村子ども・子育て支援事業計画の理念など	市町村子ども･子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的などを記載すること。
市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5 年間）を定めること。
市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども･子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨および内容、各教育・保育提供区域の状況などを定めること。
各年度における教育・保育の量の見込みならびに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期	1 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域および各教育･保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 2 実施しようとする教育･保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期 認定区分ごとおよび特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）または特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容およびその実施時期を定めること。
各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期	1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域および各教育･保育提供区域について、地域子ども･子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 2 実施しようとする地域子ども･子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期 地域子ども･子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容およびその実施時期を定めること。
子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方などを定めるほか、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性などに係る基本的考え方およびその推進方策、地域における教育･保育施設および地域型保育事業を行う者の連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校などとの連携の推進方策を定めること。
産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設などの円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援など、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の計画的な整備など、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実などについて、都道府県が行う施策との連携に関する事項および各市町村の実情に応じた施策を定めること。
労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しおよび仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検および評価	各年度における市町村子ども･子育て支援事業計画の達成状況を点検および評価する方法などを定めること。

第 2 章　子どもと子育て家庭に関する動向

1　人口、児童数に関する動向

①総人口

○本市の人口は、平成 12 年をピークとして、近年は緩やかに減少しています。

○平成 22～25 年にかけては、毎年 500～1,000 人ずつ減少しています。

【人口の推移】単位：人

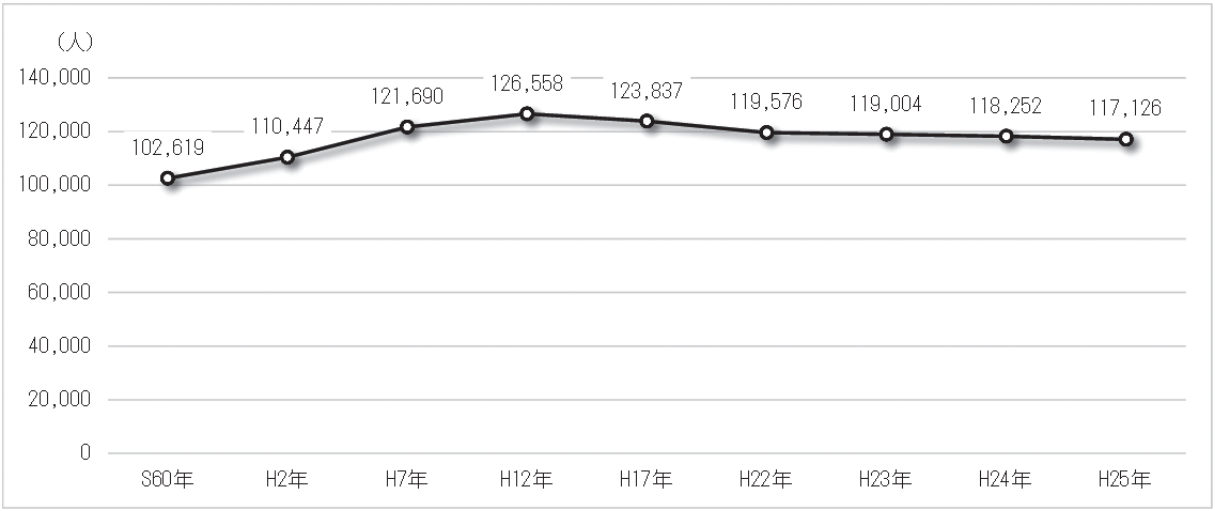

（昭和 60 年～平成 22 年は国勢調査。平成 23～25 年は各 10 月 1 日現在の住民基本台帳）

②出生数

○本市の出生数推移を見ると、平成 16 年まで年間 1,000 人を超えていた出生数は、その後、緩やかに減少してきました。

○平成 18～23 年は、年間 800 人台で推移しましたが、平成 24 年には年間 700 人台となり、再び減少しています。

【年間出生数の推移】単位：人

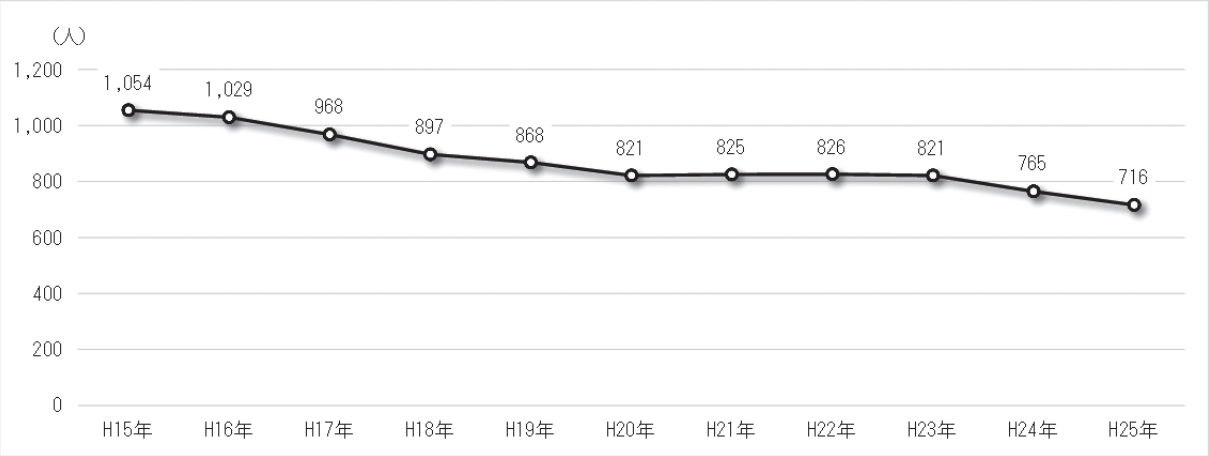

（市民窓口課　各年 4 月 1 日～翌 3 月 31 日）

③婚姻件数、離婚件数、未婚率

○本市の婚姻件数は、平成 23～25 年は年間 700 件程度で、ほぼ横ばいとなっています。

○離婚件数は、平成 23～24 年は年間 200 件程度で、平成 25 年はやや増えています。

【婚姻件数、離婚件数の推移】単位：件

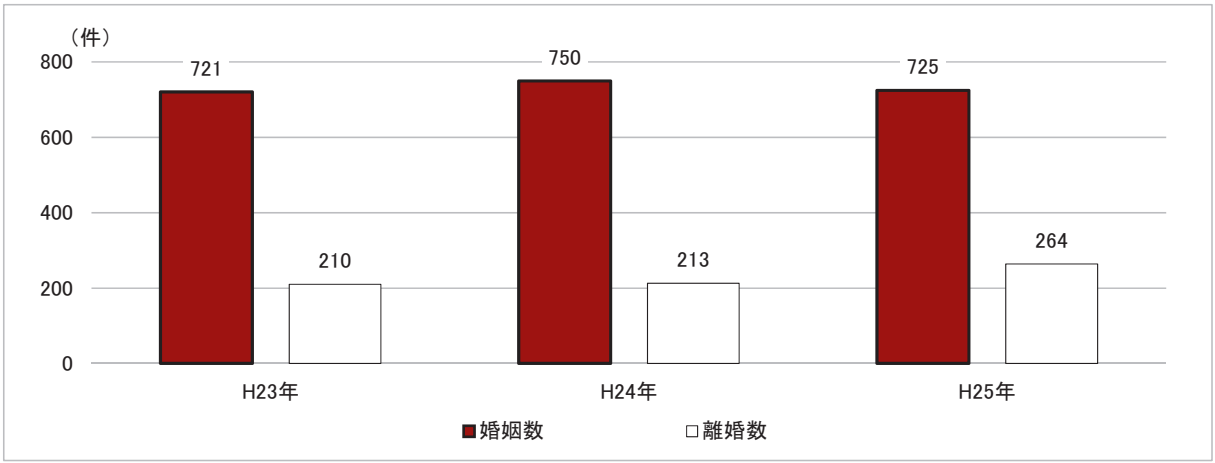

（注）本市在住者が婚姻・離婚した数。例えば、本市在住者同士であれば 2 件でカウント。

（市民窓口課　各年 4 月 1 日～翌 3 月 31 日）

○未婚率は、年齢が上がるのに伴い低下し、いずれの年齢層においても女性より男性の方が高くなっています。

○全国および大阪府と比較すると、20～34 歳の未婚率が男女とも国および府より若干高くなっています。

【未婚率の比較】単位：%

	20～24 歳		25～29 歳		30～34 歳		35～39 歳	
	男	女	男	女	男	女	男	女
富田林市	94.09	92.08	75.01	65.86	48.14	38.86	33.37	24.62
全国	94.02	89.64	71.76	60.33	47.32	34.52	35.62	23.08
大阪府	94.00	90.22	72.28	63.70	47.42	37.86	35.74	25.93

（平成 22 年国勢調査）

④子どもの人数

○子ども（児童福祉法で定める 18 歳未満）の人口は、平成 21～26 年の間で 2,951 人（13.7%）の減少となっています。

○そのうち、0～5 歳（就学前）が 504 人（9.2%）、6～11 歳（就学年齢）が 1,512 人（20.3%）、12～17 歳（中学生以上）は 935 人（10.8%）の減少となっています。

○15 歳～64 歳のいわゆる生産年齢人口のうち、15～39 歳が 5,388 人（14.5%）減少している状況を見ると、大学進学や就職、結婚などを機会に転出するケースが考えられます。

【富田林市の人口推移】単位：人

	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	増減 H26-H21（率）	
0 歳	799	810	809	822	763	708	△91	△11.4%
1 歳	869	820	861	854	863	810	△59	△6.8%
2 歳	888	877	809	870	860	857	△31	△3.5%
3 歳	948	886	886	823	886	862	△86	△9.1%
4 歳	970	949	874	918	823	882	△88	△9.1%
5 歳	982	968	948	892	927	833	△149	△15.2%
小計	5,456	5,310	5,187	5,179	5,122	4,952	△504	△9.2%
6 歳	1,142	975	971	956	896	932	△210	△18.4%
7 歳	1,113	1,145	977	984	959	899	△214	△19.2%
8 歳	1,219	1,121	1,146	987	980	970	△249	△20.4%
9 歳	1,307	1,220	1,121	1,137	981	990	△317	△24.3%
10 歳	1,327	1,333	1,239	1,128	1,151	990	△337	△25.4%
11 歳	1,356	1,325	1,330	1,240	1,124	1,171	△185	△13.6%
小計	7,464	7,119	6,784	6,432	6,091	5,952	△1,512	△20.3%
12 歳	1,370	1,352	1,334	1,323	1,228	1,132	△238	△17.4%
13 歳	1,391	1,390	1,353	1,340	1,317	1,234	△157	△11.3%
14 歳	1,421	1,393	1,393	1,354	1,332	1,319	△102	△7.2%
15 歳	1,435	1,420	1,399	1,386	1,350	1,329	△106	△7.4%
16 歳	1,552	1,466	1,440	1,407	1,386	1,348	△204	△13.1%
17 歳	1,494	1,544	1,465	1,437	1,404	1,366	△128	△8.6%
小計	8,663	8,565	8,384	8,247	8,017	7,728	△935	△10.8%
18 歳未満　計	21,583	20,994	20,355	19,858	19,230	18,632	△2,951	△13.7%

（生産年齢人口と総人口）

15 歳～39 歳	37,203	36,222	35,014	33,810	32,825	31,815	△5,388	△14.5%
40 歳～64 歳	41,919	41,905	42,183	41,926	41,102	40,445	△1,474	△3.5%
65 歳以上	25,273	25,982	26,336	27,197	28,504	29,640	4,367	17.3%
総人口	121,497	120,673	119,584	118,561	117,521	116,489	△5,008	△4.1%

（住民基本台帳（外国人登録者含む）　各年４月１日現在）

⑤乳幼児・児童数の推計

○近年の出生数と社会動態の実績から算出（注[2]）した乳幼児・児童数の今後の見込みは、次のとおりです。

【乳幼児・児童数の推計】単位：人

就学前児童（0～5歳）

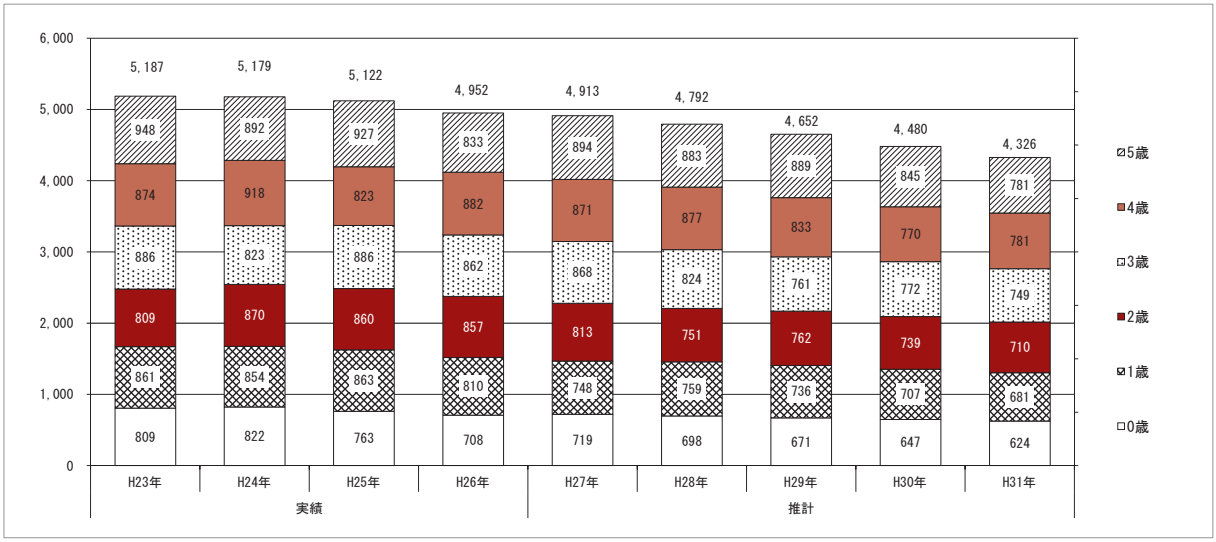

小学生（6～11歳）

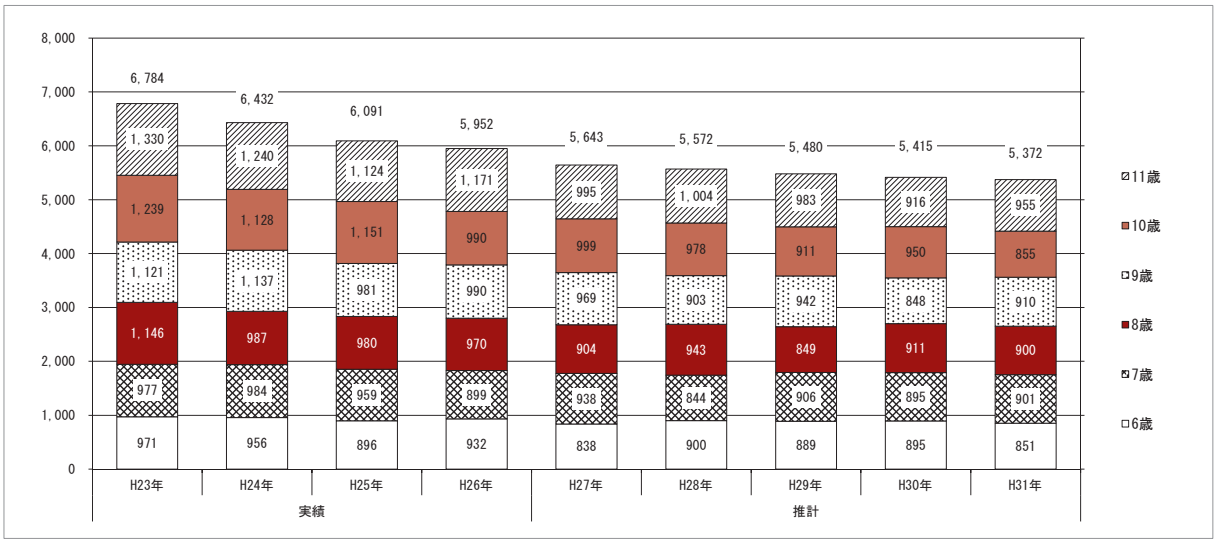

（こども未来室　各年４月１日現在）

注[2] 基礎データ（H23～26 実績）の年度毎・年齢毎の変化率を用いて推計。

2　世帯・就労に関する動向

①子どものいる世帯

○平成 22 年国勢調査時点の 6 歳未満のいる親族世帯数は 3,937 世帯（一般世帯の約 9%）、18 歳未満のいる親族世帯数は 11,608 世帯（一般世帯の約 26%）です。

○6 歳未満世帯のうち、核家族世帯の割合はおおよそ 9 割を占めています。この割合は、18 歳未満世帯も概ね同じです。

○ひとり親世帯（母子・父子家庭）は 6 歳未満世帯の約 7%、18 歳未満世帯の約 14%です。

【子どものいる世帯】単位：世帯

	総数	核家族			左記以外の世帯（※）
		夫婦と子ども	母親と子ども	父親と子ども	
一般世帯総数	45,526	15,571	4,193	643	25,119
構成比率	100.0%	34.2%	9.2%	1.4%	55.2%
6 歳未満のいる親族世帯数	3,937	3,255	262	15	405
構成比率	100.0%	82.7%	6.6%	0.4%	10.3%
18 歳未満のいる親族世帯数	11,608	8,524	1,550	128	1,406
構成比率	100.0%	73.4%	13.4%	1.1%	12.1%

※夫婦のみの世帯、核家族以外の世帯、非親族世帯、単独世帯の合計　　（平成 22 年国勢調査）

○15・16 ページのアンケートで見る「3 世代の同居・近居の状況」の結果で見ても、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに、両親と子どもだけの核家族世帯の多いことが分かります。ただし、祖父母が隣近所あるいは市内に住んでいる割合は就学前児童で約 58%、小学生でも 52%に上っています。

○17 ページの「子どもの面倒をみてもらえる状況」の日頃、お子さんを預かってもらえる人の有無は、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに、「日常的にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」は約 38%ですが、「緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」は約 64%となっています。

○こうした結果から、核家族世帯ではあるものの、必要になった場合は近隣に暮らす親族を頼りにできることがうかがえます。しかし、その一方で、預かってもらえる人がいずれもいない割合が約 7%いる実態もうかがえました。

【アンケートで見る「3 世代の同居・近居の状況」】

（就学前児童）

○就学前児童のいる世帯で、お子さんと同居の状況は「母親」が 95.3%、「父親」が 91.8%、「祖母」が 10.3%、「祖父」が 7.1%、「その他」（兄弟姉妹など）が 49.1%です。

【就学前児童／お子さんと同居の状況】

ｎは回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第 2 位以下を四捨五入）

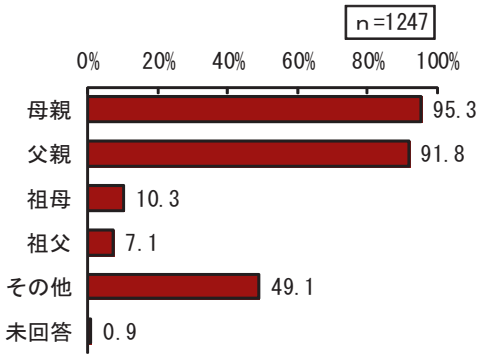

○祖父母の近居の状況は、「隣近所に住んでいる」が 31.8%、「隣近所ではないが、市内に住んでいる」が 26.3%、「市外・府外などに住んでいる」が 36.6%です。

【就学前児童／祖父母の近居の状況】

ｎは回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第 2 位以下を四捨五入）

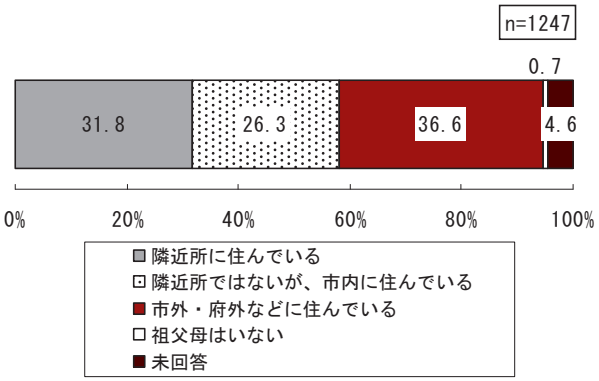

（小学生）

○小学生のいる世帯で、お子さんと同居の状況は「母親」が 97.6%、「父親」が 87.4%、「祖母」が 12.9%、「祖父」が 9.8%、「その他」（兄弟姉妹など）が 63.7%です。

【小学生／お子さんと同居の状況】

n は回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第 2 位以下を四捨五入）

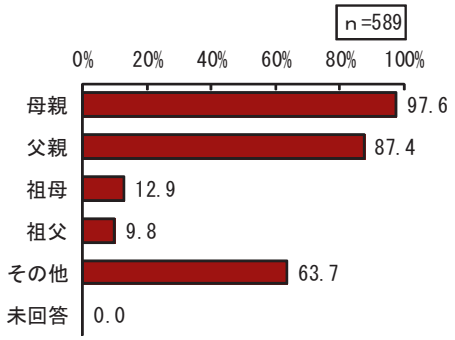

○祖父母の近居の状況は、「隣近所に住んでいる」が 30.1%、「隣近所ではないが、市内に住んでいる」が 21.9%、「市外・府外などに住んでいる」が 40.4%です。

【小学生／祖父母の近居の状況】

n は回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第 2 位以下を四捨五入）

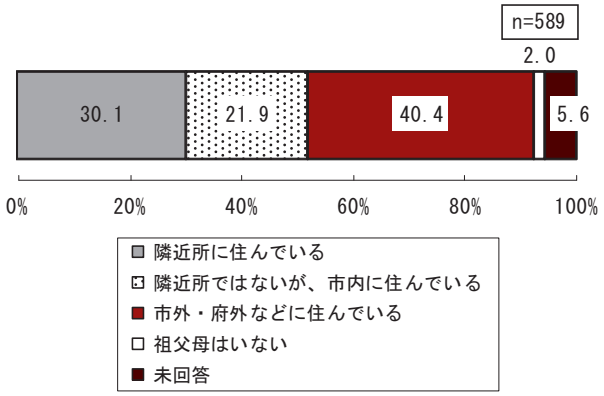

【アンケートで見る「子どもの面倒をみてもらえる状況」】

（就学前児童）

○就学前児童のいる世帯で、日頃、お子さんを預かってもらえる人の有無は、「緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が 63.9％と最も多く、「日常的にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が 38.3％と続きます。反対に、「いずれもいない」は 7.2％となっています。

【就学前児童のいる世帯／預かってもらえる人の有無】

ｎは回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第２位以下を四捨五入）

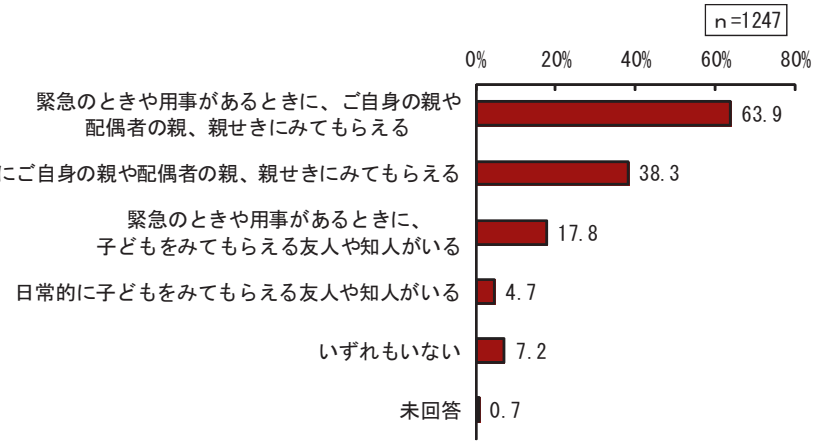

（小学生）

○小学生のいる世帯で、日頃、お子さんを預かってもらえる人の有無は、「緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が 65.0％と最も多く、「日常的にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が 37.9％と続きます。反対に、「いずれもいない」は 5.6％となっています。

【小学生／預かってもらえる人の有無】

ｎは回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第２位以下を四捨五入）

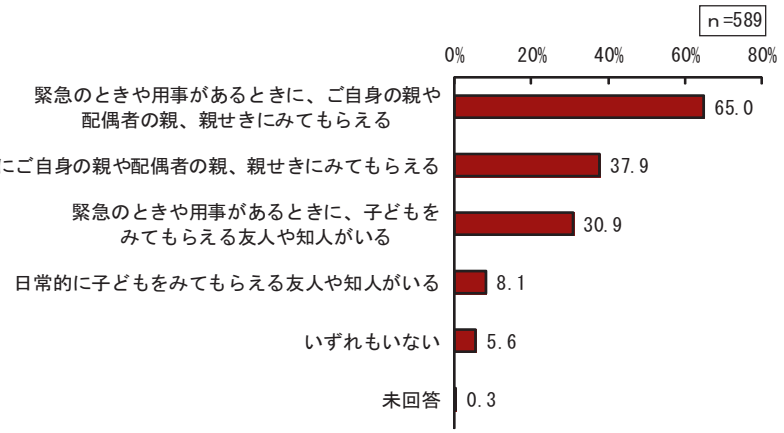

②ひとり親世帯、生活保護世帯

○ひとり親家庭などに支給される児童扶養手当受給資格者数は、平成 23～26 年で各年 1,564～1,600 人です。

○受給資格者のうち、約 6 割は全額支給を受けています。全額支給、一部支給、全額停止の各年における人数割合に大きな変化はありません。

【児童扶養手当受給資格者数】単位：人

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
児童扶養手当受給資格者数	1,580（100%）	1,600（100%）	1,587（100%）	1,564（100%）
うち全額支給	942　（60%）	956　（60%）	946　（60%）	912　（58%）
うち一部支給	504　（32%）	512　（32%）	505　（32%）	520　（33%）
うち全額停止	134　（8%）	132　（8%）	136　（8%）	132　（9%）

（こども未来室　各年 3 月 31 日現在）

○18 歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯は、平成 23～26 年で 365～405 世帯あり、受給世帯数は減少傾向にあります。

○受給資格者のうち、8 割半ばが母子世帯です。両親世帯、母子世帯、父子世帯の各年における割合に大きな変化はありません。

【生活保護受給世帯数】単位：世帯

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
生活保護受給世帯数	405（100%）	404（100%）	390（100%）	365（100%）
うち両親世帯数	64　（16%）	42　（10%）	42　（11%）	44　（12%）
うち母子世帯数	333　（82%）	351　（87%）	335　（86%）	310　（85%）
うち父子世帯数	8　（2%）	11　（3%）	13　（3%）	11　（3%）

（生活支援課　各年 3 月 31 日現在）

③子育て家庭の就労状況

○本市の女性の年齢階層別就業率を見ると、25～29 歳と 45～49 歳が高く、その間の 30～44 歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が見られます。

○平成 17 年に比べて平成 22 年の方が 30～34 歳での就業率は高くなっており、「M字」の窪みが浅くなっています。

○国および大阪府と比べると、本市の就業率は全体的に低くなっています。

【女性の年齢階層別就業率】単位：%

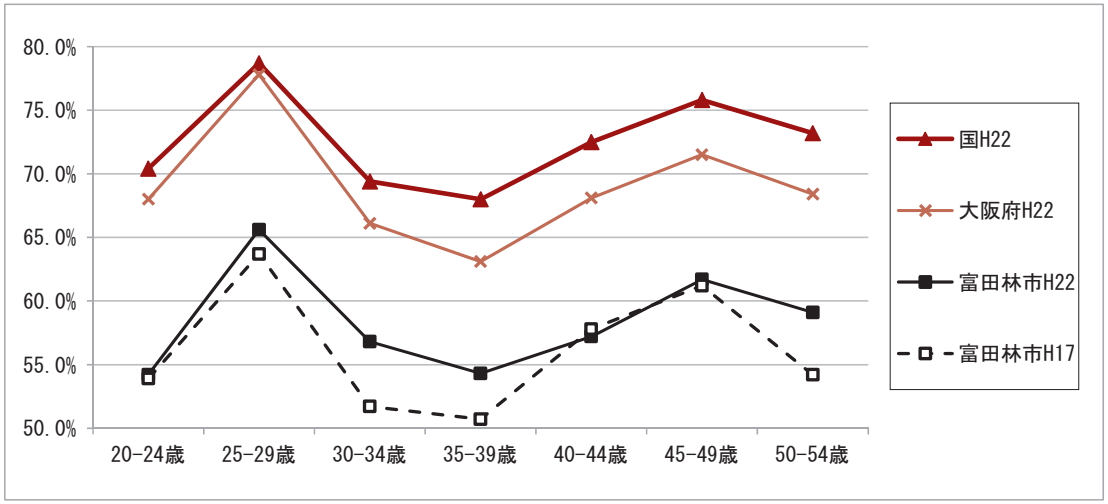

（国勢調査）

【アンケートで見る「母親の就労希望」】

○就学前児童のいる世帯で、現在は働いていない母親の就労希望は「1 年より先、一番下の子どもが、●歳になったころに働きたい（子どもが大きくなったら就労したい）」が 35.9%と最も多く、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に働きたい」が 18.9%、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」が 17.2%と続きます。

【就学前児童のいる世帯／働いていない母親の就労希望】

n は回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第 2 位以下を四捨五入）

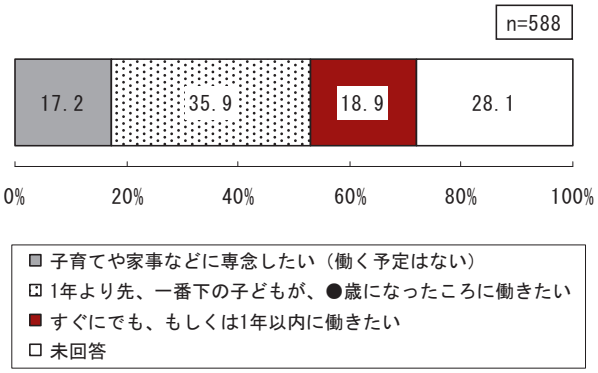

○上記のうち、「1 年より先、一番下の子どもが●歳になったころに働きたい（子どもが大きくなったら就労したい）」の方の子どもが何歳になったときに就労を希望するかについては、「6 歳以上」が 46.4%と最も多くなっています。

【アンケートで見る「育児休業取得の実態」】

○就学前児童のいる母親の育児休業について、出生時に「働いていなかった」が 53.3%と最も多く、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が 28.9%、「育児休業を取らずに離職した」が 12.9%、「育児休業を取らずに働いた」が 3.8%と続きます。

【就学前児童のいる世帯／母親の育児休業働いていない母親の就労希望】

n は回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第 2 位以下を四捨五入）

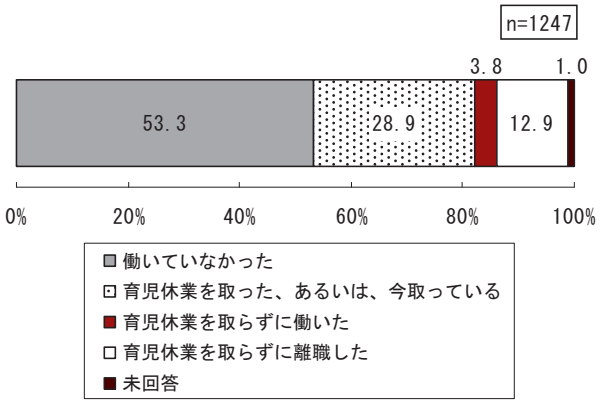

○就学前児童のいる育児休業を取らずに離職した母親の理由は「子育てや家事に専念するため」が 42.2%、「職場に育児休業の制度がなかった」が 27.3%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が 26.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 24.2%と多くなっています。

【就学前児童のいる世帯／育児休業を取らずに離職した母親の理由】

n は回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第 2 位以下を四捨五入）

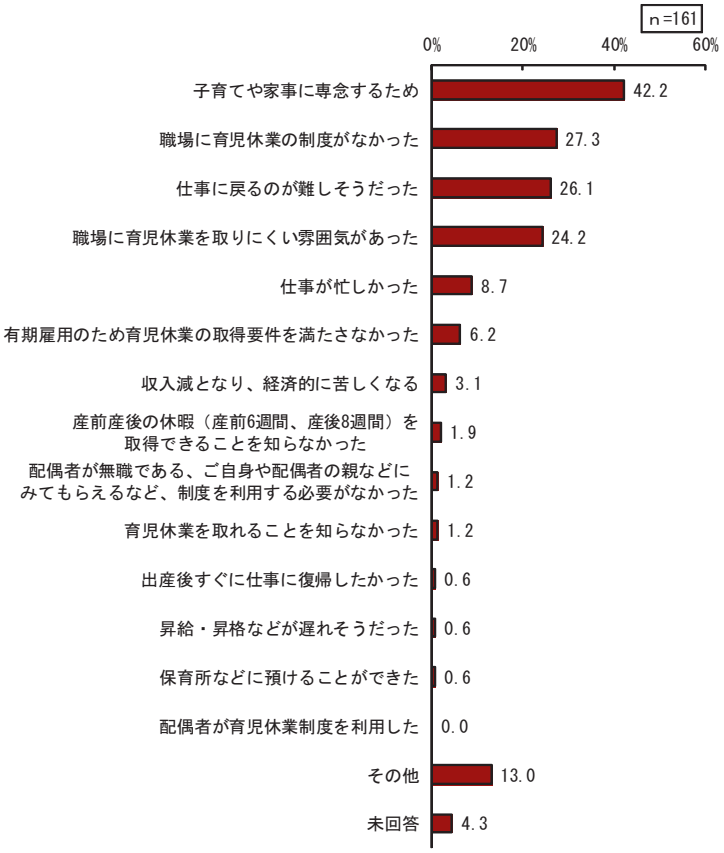

3　子育て支援に関するサービスなどの利用状況

①教育・保育の利用状況

○本市の就学前児童は、平成 26 年 4 月現在で 4,952 人です。

○就学前児童のうち、保育所を利用している子ども（認可外を含む）は約 1,700 人、幼稚園を利用している子ども（市内・市外、市立、私立を含む）は約 1,300 人です。

○年齢で見ると、0 歳児の 1 割半ばと 1～5 歳児の 3 割半ばが保育所を利用しています。幼稚園は 3 歳児の 3 割半ば、4～5 歳児の 6 割前後が利用しています。

○保育所や幼稚園を利用せずに家庭などで子育てされている子どもは約 1,900 人です。そのほとんどが 0～2 歳児であり、4～5 歳児になると保育所か幼稚園を利用しています。

【平成 26 年現在の教育・保育の利用状況】単位：人

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
就学前児童（4/1 現在）（A）	708 （100%）	810 （100%）	857 （100%）	862 （100%）	882 （100%）	833 （100%）	4,952
保育所（認可外を含む）の利用者（4/1 現在）（B）	92 （13%）	278 （34%）	329 （38%）	328 （38%）	347 （39%）	314 （38%）	1,688
幼稚園の利用者（市内・市外合計）（5/1 現在）（C）	－	－	－	318 （37%）	511 （58%）	498 （60%）	1,327
家庭などで子育てされている子ども（上記以外）（A-B-C）	616 （87%）	532 （66%）	528 （62%）	216 （25%）	24 （3%）	21 （2%）	1,937

注：幼稚園利用者は学校基本調査（5 月 1 日現在）　　（こども未来室）

②保育の利用状況

○平成 26 年 4 月現在、市立保育所 6 か所、民間保育所（認可）8 か所、認可外保育所 2 か所が設置されています。近年の利用状況は次のとおりです。

【保育所の利用者数】単位：人

		H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H26 年定員	H26 年充足率
認可保育所（各年 3 月 31 日現在）	0 歳	204	200	187	204	186	180	103.3%
	1 歳	238	275	277	270	285	247	115.4%
	2 歳	321	286	309	317	312	285	109.5%
	3 歳	321	346	334	327	349	309	112.9%
	4 歳	337	314	344	337	318	284	112.0%
	5 歳	322	340	317	348	337	289	116.6%
	計	1,743	1,761	1,768	1,803	1,787	1,594	112.1%
認可外保育所（各年 1 月 31 日現在・4 歳以上定員には学童を含む）	0 歳	4	2	1	1	6	25	―
	1 歳	9	5	6	6	8		―
	2 歳	5	8	5	5	5	40	―
	3 歳	4	6	6	5	1		―
	4 歳以上	8	5	1	1	4	20	―
	計	30	26	19	18	24	85	―

（こども未来室）

○待機児童数（注[3]）は年度によって増減しますが、本市の平成 22～26 年の待機児童数を見ると、0 歳児が比較的多くなっています。また、近年では 1～2 歳児の待機児童数の増加傾向が見られます。

【待機児童数】単位：人

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
0 歳	20	28	36	49	23
1 歳	5	11	23	20	30
2 歳	4	7	7	23	9
3 歳以上	1	0	3	4	6

（こども未来室　各年 3 月 31 日現在）

注[3] この「待機児童数」は、認可保育所への入所を申し込んでおり入所要件に該当しているが、 希望する保育所に空きがないなどの理由により、実際には入所していない児童の実数。

③幼稚園の利用状況

○本市では、平成 26 年 4 月現在、市立幼稚園 11 園、私立幼稚園 6 園が設置されています。近年の幼稚園の園児数（私立には市外からの通園者も含む）は次のとおりです。

○少子化も影響し、市立、私立ともに、利用者数は年々減少しています。このほか、市外の幼稚園利用者が毎年 90 人前後見られます。

○私立幼稚園の一部では、希望者に対して預かり保育を実施しています。

【幼稚園の利用者数】単位：人

		H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H26 年定員	H26 年充足率
市立	3 歳	―	―	―	―	―	―		
	4 歳	296	266	248	244	199	188		
	5 歳	325	312	267	261	254	213		
	計	621	578	515	505	453	401	1,940	20.7%
私立	3 歳	386	336	413	363	383	397		
	4 歳	413	439	350	424	367	416		
	5 歳	399	402	440	352	416	367		
	計	1,198	1,177	1,203	1,139	1,166	1,180	2,090	56.5%
合計		1,819	1,755	1,718	1,644	1,619	1,581	4,030	39.2%
市外の幼稚園	3 歳（※）	30	28	29	31	31	34		
	4 歳	25	38	23	29	31	31		
	5 歳	20	29	40	22	32	33		
	計	75	95	92	82	94	98		

※満 3 歳児含む

（教育委員会教育指導室　各年 5 月 1 日現在）

④子育て支援事業の利用状況

○本市では、一時保育をはじめ、病気回復期の乳幼児を預かる病後児保育、親子で参加する「つどいの広場」などの子育て支援事業を実施しています。

【子育て支援事業の利用状況】単位：人、か所

事業名	単位	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年
一時保育	延べ利用者数	3,195	4,291	4,575	4,657	4,751
休日保育	延べ利用者数	170	259	127	342	533
病後児保育	延べ利用者数	94	93	91	81	105
特定保育	延べ利用者数	27	27	42	48	28
短期入所生活援助事業（ショートステイ）	延べ利用者数	210	95	117	107	191
夜間養護（トワイライトステイ）	延べ利用者数	0	0	0	0	0
つどいの広場	延べ利用者数（子どものみ）	12,899	14,654	15,415	18,286	16,524
地域子育て支援センター事業	延べ利用者数（子どものみ）	6,063	7,669	7,320	6,533	5,882
富田林市ファミリー・サポート・センター	会員登録数	387	379	361	341	335
	利用者数	1,128	931	527	574	506
富田林市マイ保育園制度/保育士による訪問事業	延べ訪問家庭数	―	―	―	3,101	3,283
母子・父子家庭の自立支援教育訓練給付金 職業訓練促進給付金	補助件数 支給件数	6 18	4 17	2 15	4 13	6 11
チューリップ教室（親子教室）	延べ利用者数	1,342	1,365	1,337	1,349	1,609
母子生活支援施設への入所	入所世帯数	4	3	1	2	1
助産施設への入所	入所者数	33	34	36	36	34
とんだばやしメール	登録者数（子育て関係）	789	928	1,050	1,009	2,107

（こども未来室）

※保育所、幼稚園においても、園庭開放事業や相談事業など、さまざまな子育て支援事業に取り組んでいます。

⑤子育ての経済的負担の軽減

○平成 26 年現在、本市で実施している助成制度などは次のとおりです。

【助成制度などの状況】

名　称	対　象	H25 年度実績
子ども医療費助成事業	0 歳～中学 3 年生まで（26 年 10 月から）の入院・通院の医療費の一部を助成	132,378 件 162,479 人
ひとり親家庭医療費助成事業	18 歳までの子どもとひとり親または養育者の医療費の一部を助成	32,267 件 36,036 人
児童手当（国）	中学校修了までの児童を対象に支給	支給人数 14,038 人
児童扶養手当（国）	父親または母親がいない世帯、父親または母親が重度の障がいの世帯で、18 歳までの児童の父親または母親または養育者が受給	支給人数 1,471 人
特別児童扶養手当（国）	20 歳未満で、精神または身体に重度・中度の障がいをもつ児童の父母または養育者が受給	227 人
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者に対し、出産育児一時金の支給	143 件
就園奨励費 富田林市私立幼稚園園児補助金	幼稚園の就園奨励費の支給や私立幼稚園園児補助金を支給	780 人 546 人
就学援助費	学校で必要な学用品費・給食費・修学旅行費など諸経費の一部を所得に応じて援助	2,763 人
障がい者（児）給付金	障がい者（児）を激励し、その福祉の増進に寄与するため給付金を支給	（障がい者・児合計） 重度　2,065 人 中度　2,155 人 軽度　　724 人
障がい児福祉手当	身体、知的または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の 20 歳未満に支給	70 人
重度障がい者タクシー料金補助	在宅の重度障がい者（児）に対しタクシー料金の一部を補助	児童 40 人 14,282 回
住宅改造補助事業	在宅の重度障がい者（児）または在宅の重度知的障がい者（児）に対し、住宅改造に係る経費の一部を助成	3 人（内：児童 0 人）
大阪府重度障がい者介護手当	重度の身体障がいと重度の知的障がいを併せもつ在宅の障がい児（者）の介護者に対し、介護手当を支給	24 人（障がい者・児合計）
難病患者に見舞金の支給	難病患者を激励し、その福祉の増進を図るための見舞金を支給	特定疾患　666 人 小児慢性特定疾患 97 人 @5,000 円
在宅障がい者への通所交通費助成	障がい者通所授産施設に通所している在宅の心身障がい者に対し、通所に要する交通費の一部を補助	39 人（障がい者）
大阪府障がい者扶養共済制度	障がい者を扶養している保護者が死亡または重度障がい者となった場合、障がい者に終身一定額の年金を支給	42 人（障がい者・児合計）
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	職業能力の開発のための講座受講料の補助	6 人
母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金	資格取得のために養成機関で受講する場合に支給	促進費　11 人 一時金　 5 人
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の受付	3 件

注:名称・対象は平成 26 年度の内容です。　　（こども未来室）

⑥小学校児童数、学童クラブの状況

○平成 26 年現在、市立小学校 16 校、市立中学校 8 校があります。このほか、市内に私立小学校 1 校、私立中学校 2 校があります。

【小・中学校児童数】単位：人

	学年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
小学校	1 年	943	945	926	868	900
	2 年	1,106	951	959	923	873
	3 年	1,090	1,111	960	955	937
	4 年	1,180	1,090	1,109	950	961
	5 年	1,276	1,189	1,090	1,115	954
	6 年	1,266	1,273	1,190	1,088	1,124
	計	6,861	6,559	6,234	5,899	5,749
中学校	1 年	1,211	1,177	1,192	1,099	1,014
	2 年	1,232	1,208	1,185	1,188	1,098
	3 年	1,208	1,236	1,208	1,187	1,196
	計	3,651	3,621	3,585	3,474	3,308

（教育委員会教育指導室　各年 5 月 1 日現在）

○本市では、放課後の児童健全育成を図るため、学童クラブを市立 16 小学校（全校）で実施しています。開設時間などは次のとおりです。

利用者	市内に在住する小学生で、保護者が就労などにより昼間家庭にいない状態が月 15 日以上あり、かつその状態が継続する見込がある児童を対象に全小学校で実施。
平日の開設時間	月曜日～金曜日。児童の下校時から午後 7 時。
土曜日の開設時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時。
長期休業期間の開設時間	学校の長期休業期間（夏・冬・春休み）の開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 7 時。

○学童クラブの平成 26 年 6 月現在の利用状況は、次のとおりです。（次ページ）

○各クラブによって利用状況もさまざまですが、全体の登録率を見ると 1 年生が最も多く、学年が上がるにつれて登録率は下がります。

【学童クラブの利用状況】単位：人

		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
喜志学童クラブ	登録者数	34	26	19	11	2	4
	登録率	44.2%	30.2%	24.7%	14.1%	2.7%	4.4%
新堂学童クラブ	登録者数	23	22	11	11	4	0
	登録率	31.1%	27.8%	14.5%	11.2%	6.0%	0.0%
富田林学童クラブ	登録者数	13	8	28	5	11	2
	登録率	26.5%	18.6%	46.7%	8.8%	22.9%	3.1%
川西学童クラブ	登録者数	17	19	18	7	7	0
	登録率	29.3%	32.8%	23.7%	10.1%	8.0%	0.0%
錦郡学童クラブ	登録者数	11	20	12	8	3	2
	登録率	22.9%	41.7%	19.4%	17.0%	5.6%	3.0%
彼方学童クラブ	登録者数	3	8	4	4	0	1
	登録率	7.7%	22.9%	8.5%	8.0%	0.0%	1.4%
大伴学童クラブ	登録者数	20	22	9	2	1	1
	登録率	33.3%	25.3%	11.7%	2.6%	1.2%	1.0%
東条学童クラブ	登録者数	7	4	8	4	3	1
	登録率	26.9%	28.6%	42.1%	14.8%	10.7%	6.7%
高辺台学童クラブ	登録者数	14	11	6	6	0	0
	登録率	53.8%	39.3%	27.3%	15.8%	0.0%	0.0%
久野喜台学童クラブ	登録者数	25	25	12	10	9	2
	登録率	42.4%	51.0%	26.1%	18.2%	19.1%	2.9%
寺池台学童クラブ	登録者数	37	20	22	1	6	1
	登録率	43.0%	23.8%	30.1%	1.4%	8.6%	1.0%
伏山台学童クラブ	登録者数	9	12	15	8	4	6
	登録率	17.3%	21.4%	23.8%	20.0%	7.8%	16.2%
喜志西学童クラブ	登録者数	14	20	14	6	8	3
	登録率	27.5%	35.1%	38.9%	10.3%	15.1%	6.1%
藤沢台学童クラブ	登録者数	24	15	14	7	7	0
	登録率	32.0%	30.6%	19.2%	9.6%	8.8%	0.0%
小金台学童クラブ	登録者数	15	16	17	11	6	3
	登録率	18.5%	21.6%	19.5%	12.2%	6.7%	2.7%
向陽台学童クラブ	登録者数	12	11	6	2	3	1
	登録率	30.8%	42.3%	14.0%	6.7%	6.5%	2.0%
合計	登録者数	278	259	215	103	74	27
	登録率	30.9%	29.7%	22.9%	10.7%	7.8%	2.4%

（こども未来室　平成 26 年 6 月現在）

第３章　子ども・子育て支援事業計画

１　子どもの育ちと子育て支援の基本理念

○本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

ともにいきいきと輝き、

あかるい未来が見えるまち・とんだばやし

○これまでの次世代後期計画においては、「子ども」「親・家庭」「地域」が主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながら、ともに育ち合うことを基本的な視点として取り組んできました。

○こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

○このことから、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、子育ち・子育てを地域全体で見守り、支えていく環境づくりをより一層進めることで、人々がいきいきと輝き、心が触れ合い、あかるい未来が見えるまちをめざす本市独自の理念を、これからも変えることのない大切な理念として継承するものとします。

施策体系

基本理念

ともにいきいきと輝き、
あかるい未来が見えるまち・とんだばやし

計画	基本施策	施策展開
子ども・子育て支援事業計画	教育・保育提供区域の設定（P32～33）	①教育・保育提供区域の定義 ②教育・保育提供区域の設定
	教育・保育のニーズ量の見込みと提供体制・提供量(P34～39)	①教育・保育のニーズ量（1～3 号認定）の見込み ②教育・保育のニーズ量（1～3 号認定）に対するサービスの提供量と提供体制 ③本市の地域型保育事業認可に係る需給調整の考え方
	教育・保育の一体的提供および円滑な利用の促進（P40～41）	①教育・保育の一体的提供の推進 ②産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設などの円滑な利用の確保 ③幼児期の学校教育・保育の質の確保
	地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みと提供体制・提供量（P42～58）	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター） ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑦子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業（病児・病後児保育） ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	子どもに関する専門的な支援の充実（P59～66）	①児童虐待防止対策の充実 ②障がい児施策の充実 ③母子家庭および父子家庭の自立支援の推進 ④仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備

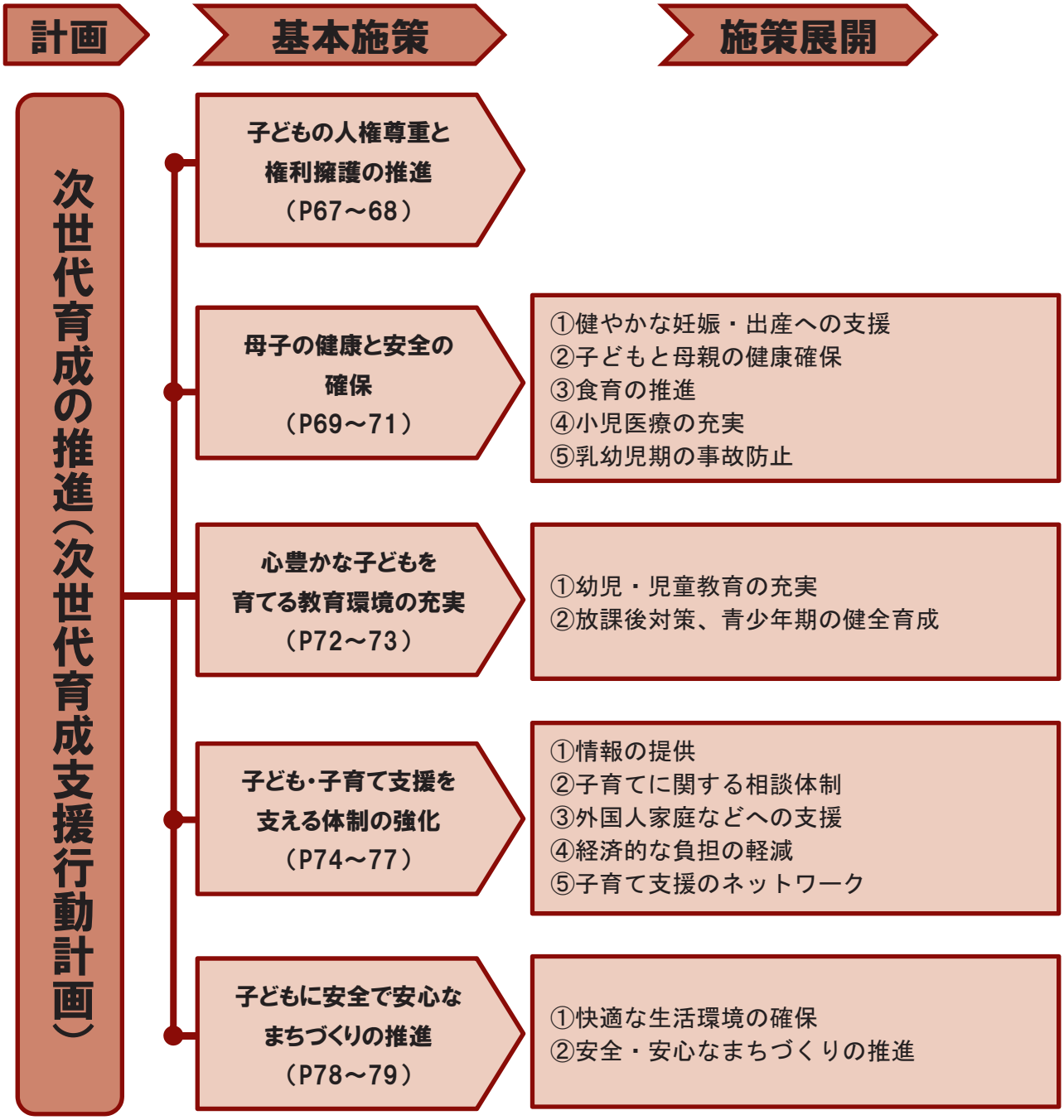
計画
基本施策
施策展開
次世代育成の推進（次世代育成支援行動計画）
子どもの人権尊重と権利擁護の推進（P67～68）
母子の健康と安全の確保（P69～71）
①健やかな妊娠・出産への支援
②子どもと母親の健康確保
③食育の推進
④小児医療の充実
⑤乳幼児期の事故防止
心豊かな子どもを育てる教育環境の充実（P72～73）
①幼児・児童教育の充実
②放課後対策、青少年期の健全育成
子ども･子育て支援を支える体制の強化（P74～77）
①情報の提供
②子育てに関する相談体制
③外国人家庭などへの支援
④経済的な負担の軽減
⑤子育て支援のネットワーク
子どもに安全で安心なまちづくりの推進（P78～79）
①快適な生活環境の確保
②安全・安心なまちづくりの推進

2　教育・保育提供区域の設定

①教育・保育提供区域の定義

○教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項）

○教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

○教育・保育提供区域は、本市において地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。なお、運用に当たり、次の事項が定められています。

1　教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。

　ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13 事業のうち 11 事業）の設定」も可能。

2　教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。

　各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。

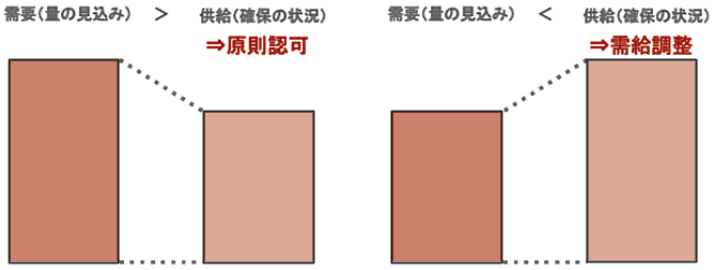

※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き認可するものとする。

3　施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。

　ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

②教育･保育提供区域の設定

○認定区分（1 号、2 号、3 号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な 11 事業）の提供区域を次のとおり設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1 号認定（3～5 歳）	市全域	区域数が多い（区域が狭い）場合は、市全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。 一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、市全域の中から多様なサービスが選択できることになります。 本市は、それほど広くない市域であり、市全域を一つの区域とすることが、市全体のニーズに対応できるため、「市全域」とします。
2 号認定（3～5 歳）		
3 号認定（0～2 歳）		

地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
①　利用者支援事業	市内全域	市内全域とする。
②　地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
③　妊婦健康診査	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
④　乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑤　養育支援訪問事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑥　子育て短期支援事業（ショートステイ）	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑦　子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑧　一時預かり事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑨　延長保育事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑩　病児保育事業（病児・病後児保育）	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑪　放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	小学校区	現状どおり、各小学校を区域とする。

3　教育・保育のニーズ量の見込みと提供体制・提供量

①教育・保育のニーズ量（1～3 号認定）の見込み

○計画期間の児童数の見通しをベースに、ニーズ量の見込みを算出します。

○1 号認定、2 号認定および 3 号認定のうち 1～2 歳については、国ワークシート（以下「国 WS」と表記する。）に基づき算出しました。

(1) 1 号認定、2 号認定、3 号認定（1～2 歳）のニーズ量の見込み

1 号認定	国 WS 方式。 【家族タイプ C’、D、E’、F の児童数】×利用意向率（幼稚園等希望割合）＋ 【家族タイプ A、B、C、E の児童数】×利用意向率（幼稚園希望割合）
2 号認定 3 号認定（1～2 歳）	国 WS 方式。 【家族タイプ A、B、C、E の児童数】×利用意向率（保育所等希望割合）

（参考）家族タイプ（国 WS で各事業の量の見込みを算出する際に用いる区分）

国 WS では量の見込みを算出するにあたり、ニーズ調査の回答から 8 つの潜在的な家庭類型（家族タイプ）に区分しました。概要は次のとおりです。

家族タイプ	親の就労希望など
①タイプＡ	ひとり親家庭
②タイプＢ	フルタイム×フルタイム
③タイプＣ	フルタイム×パートタイム （パートタイム就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
④タイプＣ’	フルタイム×パートタイム （パートタイム就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
⑤タイプＤ	専業主婦（夫）
⑥タイプＥ	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
⑦タイプＥ’	パートタイム×パートタイム （就労時間：どちらかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
⑧タイプＦ	無業×無業

(2) 3 号認定（0 歳）の独自推計方法

○3 号認定のうち 0 歳については、国 WS で試算したところ、市全体で 300 人を超えるニーズ量となり、実績に比べて極端に多い推計（100 人～150 人超過）となりました。

○近年（平成 22～26 年）の待機児童数は、最も多い毎年 3 月時点で 20～49 人であり、0 歳児全数の 2.5～6.4%が待機児童出現率となります。

		H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
3/1 現在 0 歳児の入所児童数	(A)	207 人	202 人	191 人	207 人	186 人
0 歳児の待機児童数	(B) ※	20 人	28 人	36 人	49 人	23 人
潜在入所者	(A+B=C)	227 人	230 人	227 人	256 人	209 人
3/1 現在の 0 歳児人口	(D)	810 人	809 人	822 人	763 人	708 人
潜在率	(C/D)	28.0%	28.4%	27.6%	33.6%	29.5%
0 歳児の待機児童出現率	(B/D)	2.5%	3.5%	4.4%	6.4%	3.2%

※表中の「待機児童数」は、認可保育所への入所を申し込んでおり入所要件に該当しているが、希望する保育所に空きがないなどの理由により、実際には入所していない児童の実数。

○また、ニーズ調査から 0 歳児の保育所未利用者（180 人）のうち、「施設に空きがなかった」および「子どもが 1 歳未満で利用しようと考えている」と回答した割合は 6.1%（11 人）であり、調査結果（H25）と実際の待機児童出現率（H25 の 6.4%）は概ね合致しています。

○国 WS の見込みが極端に多くなった理由としては、0 歳児の保護者が「保育所利用を希望」と回答した場合、たとえ 3 歳からの利用希望であっても、0 歳児の保育ニーズに計上されるためと考えられます。

○仮に国 WS のニーズ量を採用した場合、それを充足する提供量を確保したものの、実際の利用者が想定を下回り、供給過剰に陥る事態も懸念されます。そのため、この部分のニーズ量は実績などから独自方法で推計します。

○過去 5 年間（平成 22～26 年）の 0 歳児人口に占める潜在入所者の割合（潜在率）を算出し、平成 27 年度から少しずつ潜在率が高まる（毎年 0.5%）として算出しました。

	実　績					見込み				
年度	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
0 歳児人口	810 人	809 人	822 人	763 人	708 人	719 人	698 人	671 人	647 人	624 人
保育潜在率	28.0%	28.4%	27.6%	33.6%	29.5%	30.5%	31.0%	31.5%	32.0%	32.5%
保育ニーズ	227 人	230 人	227 人	256 人	209 人	220 人	217 人	211 人	207 人	203 人
国 WS	－	－	－	－	－	363 人	353 人	339 人	327 人	315 人

○以上により推計した教育・保育（1～3 号認定）のニーズ量の見込みは、下表のとおりです。

○なお、2 号認定の条件を満たしている（保育の必要性の認定）ものの、1 号認定の子どもが利用する「幼稚園」を希望する場合は、2 号認定を受けずに 1 号認定を受けて幼稚園を利用することになりますが、ニーズ量の見込みでは 2 号認定として取り扱います。

（単位：人）

認定区分		実績					見込み				
		H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
教育希望合計（幼稚園など）(a+b)		1,490	1,424	1,363	1,367	1,327	1,407	1,381	1,326	1,275	1,234
1 号認定	3 歳以上教育希望 (a)	―	―	―	―	―	862	846	812	781	756
2 号認定	3 歳以上教育希望かつ保育必要 (b)	―	―	―	―	―	545	535	514	494	478
	3 歳以上保育必要（保育所など）	997	1,011	1,017	1,006	―	1,078	1,058	1,016	977	946
3 号認定	1～2 歳保育必要（保育所など）	563	587	590	602	―	672	650	645	640	599
	0 歳保育必要（保育所など）	198	189	202	186	―	220	217	211	207	203

（実績は、幼稚園／学校統計（各年 5/1）。市内私立幼稚園在園児童数－市外在住の通園者数＋市内在住の市外園への通園者数、（市立、私立合計）。認可保育所入所児童数（各年 3/1））

②教育・保育のニーズ量（1～3 号認定）に対するサービスの提供量と提供体制

○1～3 号の認定区分別のサービス提供体制は、次のとおりとされています。

		1 号認定	2 号認定	3 号認定
対象となる子ども		3 歳以上		0 歳、1～2 歳
		教育を希望、または教育を希望し、かつ保育が必要	保育が必要	
提供体制	特定教育・保育施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園	
	特定地域型保育事業	―	※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※2 号認定の特定地域型保育事業の利用は、特定教育・保育施設の利用ができない場合に可能

【認定区分ごとの提供量と提供体制】

（1）1 号認定および 2 号認定（幼稚園利用希望が強い）

	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
①必要利用定員総数（人）	1,407	1,381	1,326	1,275	1,234
1 号認定（人）	862	846	812	781	756
2 号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い（人）	545	535	514	494	478
②確保の内容（人）	1,396	1,387	1,387	1,387	1,387
1 号私立幼稚園（人）	843	834	834	834	834
1 号公立幼稚園（人）	453	453	453	453	453
認定こども園（人）	0	38	38	38	38
市外幼稚園（人）	100	62	62	62	62
過不足（人）（②-①）	▲11	6	61	112	153

（2）2 号認定（保育所・認定こども園）

	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
①必要利用定員総数（人）	1,078	1,058	1,016	977	946
②確保の内容（人）	1,066	1,075	1,075	1,075	1,075
認定こども園（人）	0	9	9	9	9
保育所（人）	1,066	1,066	1,066	1,066	1,066
過不足（人）（②－①）	▲12	17	59	98	129

(3) 3 号認定（保育所・認定こども園）

【0 歳】

	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
①必要利用定員総数（人）	220	217	211	207	203
②確保の内容（人）	195	195	195	195	195
認定こども園（人）	0	0	0	0	0
保育所（人）	195	195	195	195	195
特定地域型保育事業(人)	0	0	0	0	0
過不足（人）(②－①)	▲25	▲22	▲16	▲12	▲8
保育利用率（%）	30.5	31.0	31.5	32.0	32.5

※保育利用率：満 3 歳未満の子どもの数全体に占める 3 号認定の利用定員数の割合（子ども・子育て支援法では目標値として保育利用率の設定が定められている）

【1・2 歳】

	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
①必要利用定員総数（人）	672	650	645	640	599
②確保の内容（人）	635	638	638	638	638
認定こども園（人）	0	3	3	3	3
保育所（人）	635	635	635	635	635
特定地域型保育事業(人)	0	0	0	0	0
過不足（人）(②－①)	▲37	▲12	▲7	▲2	39
保育利用率（%）	43.0	43.0	43.1	44.3	43.1

○サービスの提供量（確保の内容）は、平成 25 年度におけるサービス利用者（幼稚園、保育所などの入所者数など）の実績値を下回ることはないことを基本とし、これに平成 26 年度新規施設（保育所）整備分を加えて見込みます。

○幼稚園は、学校統計（平成 25 年 5 月 1 日現在）による在所人数を採用し、保育所は入所者数が最大となる平成 26 年 3 月 1 日現在の実績に、平成 26 年度中に開園を予定している保育所の定員を加えた数としています。

○本市には現在、認定こども園はないものの、平成 28 年度以降において市外の認定こども園を利用する園児が見込まれることから計上しています。

○なお、本市において家庭的保育、小規模保育施設、居宅訪問型保育などを行う事業者が現在は存在しないことから、特定地域型保育事業については計上していません。

○表のとおり、サービスの提供量（確保の内容）とニーズ量の見込みを比較すると、平成 27 年度には施設利用ができない待機児童が全体で 85 人程度発生することが予想されます。

○1 号認定と 2 号認定については、平成 28 年にサービスの提供量がニーズ量の見込みを上回り、3 号認定のうち 1～2 歳児も平成 31 年には上回ります。

○また、3 号認定のうち 0 歳児については、計画期間中にサービスの提供量（確保の内容）がニーズ量の見込みを上回ることはないものの、徐々に減少する見込みです。

○3 号認定の 0 歳児のみの提供体制を確保することが難しいこと（将来の事業継続性が不明瞭）や、将来も人口減少が収まらないことが予測される中で、当面は保育所の弾力的受け入れを継続するなど、現状の提供体制を維持しつつニーズに応えることが望ましいと考えます。

○また、特定地域型保育事業については、既存の認可外保育施設から移行する場合や、保育などが困難な家庭を対象とした居宅訪問型保育事業を除き、必要性は低いものと思われます。

③本市の地域型保育事業認可に係る需給調整の考え方

○本市では、特定教育・保育施設の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しており、今後 5 年間におけるニーズ量と現実的な提供体制の比較でも、年齢により予想年度は異なるものの、計画期間内にサービスの提供量がニーズ量の見込みと同程度、もしくはそれを上回る予測となっています。

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、認可に関する需給調整について、利用定員総数（供給）と必要利用定員総数（需要）との比較により可否を判断することとなっていますが、将来の人口予測も踏まえて考えると、当面は保育所の弾力的受け入れを継続するなど、現状の提供体制を維持しつつニーズに応えることができると考えられます。

○そのため、地域型保育事業に係る認可需給調整についても慎重な判断が求められます。ただし、既存の認可外保育施設からの移行や、保育などが困難な家庭を対象とした居宅訪問型保育事業について、市が条例で定める基準に適合する場合においては、協議の上でこれを認めるものとします。

4　教育・保育の一体的提供および円滑な利用の促進

①教育・保育の一体的提供の推進

ア　認定こども園の普及に係る基本的考え方

○認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で学校および児童福祉施設として一つの認可の仕組みとされました。

○しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方などへの共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

○そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設ならびに運営事業者の意向を尊重することとします。

○また、市立幼稚園については、現在満４歳以上の受け入れであることから、今後の提供体制やニーズ量の見込み、児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いて検討することとします。

イ　幼稚園教諭と保育所保育士の合同研修に対する支援

○現在、幼稚園や保育所の職員を対象とする研修については、施設・機関ごとに開催されています。また、市立幼稚園と市立保育所の職員相互、市立保育所職員研修への民間保育所職員の参加など、研修での連携は進みつつあります。

○勤務体制や勤務時間の違いなど、幼稚園教諭と保育所保育士との合同研修には難しい側面もありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、市が主体となり機関の連携に努めます。

ウ　教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性などに係る基本的考え方およびその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

○特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

○また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業など）は、現在本市にはありませんが、開設された場合には特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

○地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

○教育・保育サービスの質を向上するために、職員研修を積極的に行うとともに、民間施設の職員の処遇改善に努めるなど、職員の確保を進めます。

エ　教育・保育施設と地域型保育事業との連携

○認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけます。その中で、情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

オ　幼稚園および保育所と小学校などとの連携

○本市では、独自に中学校区ごとに地域教育協議会を核とした関係者同士の連携を図っていることから、今後も幼稚園、保育所、小学校、関係団体などとの連携をより一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

②産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設などの円滑な利用の確保

○産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

○育児休業満了時（原則１歳到達時）からの特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。

○特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

③幼児期の学校教育・保育の質の確保

○市立保育所では、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行っています。民間保育所では各法人の理念に基づいて、より良い保育サービスの提供に努めています。

○市では、民間保育所への年１回の監査を行っています。また、各保育所では第三者の苦情処理委員会を設置しています。

○幼稚園では、教育の「質」を確保するため、年間２回程度、公私立幼稚園連絡協議会を開催し、各園の特色ある保育実践などの報告や情報交換を行っています。

○子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設および地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修などの充実と定期的な情報交換を実施します。

○地域子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修などの充実と定期的な情報交換に努めます。

5　地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みと提供体制・提供量

①利用者支援事業

○子どもやその保護者、または妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用していただけるよう相談に応じ、必要とされる情報の提供や助言などをしたり、関係機関との連絡調整などをしたりする事業で、新たに実施される予定の事業です。

○利用者支援事業の主な内容としては、「相談支援」「地域連携」「情報提供」の３つがあります。また、想定されている事業類型としては、主に行政機関窓口を活用し事業を行う「特定型」と、行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用し包括的に事業を展開する「基本型」があります。これにより、市役所などの行政窓口のほか、地域に身近な子育て支援関係機関がそれぞれの特性を生かして、重層的に事業を展開することが期待されています。

○本市では、窓口における相談やインターネットを利用した情報発信、保育所保育士による家庭訪問事業をすでに実施していますが、これらの充実による「特定型」事業の展開を図るとともに、「基本型」による具体的なサービスの提供に向けた検討を進めます。

	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
実施か所数（か所）【基本型】	0	1	1	1	1
実施か所数（か所）【特定型】	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業(つどいの広場･地域子育て支援センター)

【地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）のニーズ量の見込み】

○地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子に対する支援、情報提供などを行う事業です。

○国 WS による見込みは、毎月 8,000～9,000 人日と実績に比べて極端に多い推計となりますが、この算出結果にはニーズ調査 Q27 と Q28 で「地域子育て支援拠点事業を利用中か新たに利用したい」の回答を基礎にしており、この中には現在、保育所を利用中の回答者（本事業の対象外と推定される家庭）も多く含まれています。

○そのため、現在事業を実施している拠点「ひろば」6 か所、出張「ひろば」1 か所、保育所に併設される地域子育て支援センター2 か所における利用総数をベースに、今後の見通しを踏まえ、独自方法で推計します。

【地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）の独自推計方法】

○拠点事業の年間延べ利用数（子どもの利用数）を、各年の対象となる子どもの数（0～5 歳児、保育所・幼稚園利用を除く）で割り、過去 5 年間における子ども一人当たりの年間平均利用回数を算出したところ、年 10.83～12.37 回人となりました。

○しかしながら、保育所や幼稚園を利用せずに家庭などで子育てされている子どもが約 1,900 人いることから、潜在的な利用者も存在すると思われます。

○今後、利用意向の上昇と、現在この事業を利用していない層への周知により、利用回数は最大値の年 12.37 回人から年々増加（毎年 1 回人）するものとして、各年の対象となる子どもの数に乗じて利用量を算出しました。

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
実績（利用児童数）（人回／月）	1,860	1,895	2,068	1,869	－
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
量の見込み（人回／月）	1,839	1,903	1,983	1,999	2,057
提供量（人回／月）	1,839	1,903	1,983	1,999	2,057
実施か所数（か所）	9	9	9	9	9
（参考）国 WS	9,198	8,908	8,750	8,444	8,129

【地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）に対するサービスの提供量と提供体制】

○地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）のニーズ量の見込みは、平成 27 年度から年々増加しますが、現状の提供体制を維持しつつ、事業内容などの充実について、事業主体との協議や連携が重要です。

○また、ニーズ調査において、この事業に関連する子育て支援の認知度は十分ではない結果となっていることから、地域における子育て支援の充実を図るためには、家庭などで子育てしている世帯への利用促進に向けた周知が必要です。

③妊婦健康診査

【妊婦健康診査のニーズ量の見込み】

○妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業で、ニーズ量の見込みは各年度の 0 歳児数とします。

○また、1 人に対し 14 回の助成が基本のため、延べ人数は人数×14 回となるべきですが、実際には妊娠届の遅れや早産などの理由により全 14 回を受けられないケースもあることから、各年度の受診者数×1 人当たり 12 回（実績平均）と見込みます。

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
実績（実利用者数）（人／年）	841	797	779	760	―
実績（年間延べ人数）（人／年）	10,298	10,543	9,841	9,192	―
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
量の見込み（実利用者数）（人／年）	719	698	671	647	624
提供量（実利用者数）（人／年）	719	698	671	647	624
量の見込み（年間延べ人数）（回／年）	8,628	8,376	8,052	7,764	7,488
提供量（年間延べ人数）（回／年）	8,628	8,376	8,052	7,764	7,488

【妊婦健康診査に対するサービスの提供量と提供体制】

○本市発行の受診券（14 回分）を母子健康手帳の交付時に配布しています。

○受診券を指定医療機関および助産所に提示することで、健診費用が助成されます。また、里帰り出産などによって、大阪府以外で受診される場合は、申請により健診費用の一部を助成します。

○今後も妊婦の健康保持および増進を図るため、現状の提供体制を継続します。

④乳児家庭全戸訪問事業

【乳児家庭全戸訪問事業のニーズ量の見込み】

○生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師などが訪問し、子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う事業です。

○事業の性質上、各年度の０歳児数が訪問数と見込まれます。

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
実績（実利用者数）（人／年）	762	787	755	680	―
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
量の見込み（実利用者数）（人／年）	719	698	671	647	624
提供量（実利用者数）（人／年）	719	698	671	647	624

【乳児家庭全戸訪問事業に対するサービスの提供量と提供体制】

○本市では、これまでからこんにちは赤ちゃん訪問事業などの事業名で実施しています。

○現在、保健センター（健康づくり推進課）により対応できていることから、今後も現状の提供体制を継続します。

⑤養育支援訪問事業

【養育支援訪問事業のニーズ量の見込み】

○養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

○事業の性質上、あらかじめニーズ量を見込むことは現実的ではありませんが、本市の事業実績から最も多いニーズ量で見込みます。

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
実績（実利用者数）（人／年）	11	12	8	6	―
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
量の見込み（実利用者数）（人／年）	12	12	12	12	12
提供量（実利用者数）（人／年）	12	12	12	12	12

【養育支援訪問事業に対するサービスの提供量と提供体制】

○大阪府が開催した子ども家庭サポーター養成研修の受講者を中心に、保育士、看護師などの資格を有する子育て経験者などを支援員として委嘱し、活動していただいています。個々のニーズに応えられるよう多様な人材の確保に努めます。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

○児童虐待などの要保護児童の問題に対し、地域の関係機関および団体が連携を密にし、児童の安全確保に向けて適切な対応を行うため、要保護児童対策地域協議会を設置しています。

○要保護児童に関するケースが複雑化、長期化する中、協議会を構成する各機関の専門性強化とネットワークの一層の連携強化を図るため、児童虐待防止マニュアルの改訂、広報啓発活動の強化に努めます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

【子育て短期支援事業（ショートステイ）のニーズ量の見込み】

○子育て短期支援事業（ショートステイ）は、一時的に保育が困難な家庭を対象に、児童養護施設などで宿泊を伴う養育・保護を行う事業をいいます。

○国 WS ではニーズ量が 0 人日（該当設問への回答が全くない）でしたが、ニーズ調査 Q26 で「子どもに留守番をさせた」というケース（1 人）や、Q8 で両親就労かつ面倒を見てもらう人がいないケース（2.2%）が見られるなど、ニーズとなり得る家庭の存在がうかがえます。また、これまで毎年利用実績があることから独自方法で推計します。

【子育て短期支援事業（ショートステイ）の独自推計方法】

○平成 22～25 年度の利用実績を利用延べ日数／就学前児童数で算出し、今後の事業周知や利用意向の高まりを考慮して、その最大値（3.7%）を利用係数として採用します。

○各年度の児童数の見通しに、利用係数を乗じた人数を子育て短期支援事業利用者見込みとします。

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
0～5 歳児童数（人）	5,310	5,187	5,179	5,122	4,952
実績（延べ利用者数）（人回／年）	95	117	107	191	―
利用係数（%）	1.8	2.3	2.1	3.7	―
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
0～5 歳児童数（推計）（人）	4,913	4,792	4,652	4,480	4,326
利用係数（%）	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
量の見込み（延べ利用者数）（人回／年）	183	179	173	167	161
提供量（延べ利用者数）（人回／年）	183	179	173	167	161
実施施設数（か所）	4	4	4	4	4

【子育て短期支援事業（ショートステイ）に対するサービスの提供量と提供体制】

○子育て短期支援事業（ショートステイ）は、現在、実施施設が市内になく、近隣市町の施設利用となっています。事業の性質上、家庭単位での利用となる傾向があり、利用が数日以上に及ぶことがあるため、年による実績にばらつきが見られます。

○今後の社会情勢により利用動向の変化もありますが、利用者が大きく増加することは予想しにくいため、現状の提供体制を継続します。

⑦子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）

【子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）のニーズ量の見込み】

○子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）は、子どもの預かりの援助を受けることを希望する子育て中の保護者と援助を行うことを希望する者とが会員となり、相互援助を行う事業で、その事務局を市こども未来室に置いています。なお、就学前児童は一時預かり事業と、病児などについては病児保育事業（病児・病後児）とそれぞれまとめて「量の見込み」「確保方策」を示すこととされていることから、ここでは就学児（小学生）対象の事業として取り扱います。

○国 WS では、高学年のニーズ量が 0 人／日（該当設問への回答が全くない）でしたが、これまでの利用実績として、年度によって大きく差があるものの低学年で児童数の 0.1～15.2%、高学年で 0.7～6.3%の利用率があることから独自方法で推計します。

【子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）の独自推計方法】

○平成 22～25 年の子育て援助活動支援事業利用延べ日数と児童数から利用率を算出し、その平均値（低学年 5.9%、高学年 2.5%）を各年度の児童数に乗じて算出します。ニーズ量の見込みは、低学年と高学年に分けて算出します。

＜低学年（6～8 歳）＞	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
児童数（人）	3,241	3,094	2,927	2,835	2,801
実績（延べ利用者数）（人日／年）	492	232	28	3	－
利用率（%）	15.2	7.5	1.0	0.1	－
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
児童数（推計）（人）	2,680	2,687	2,644	2,701	2,652
利用率（%）	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
量の見込み（延べ利用者数）（人日／年）	159	159	157	160	157
提供量（延べ利用者数）（人日／年）	159	159	157	160	157
（参考）国 WS（人日／年）	48	48	47	48	47

＜高学年（9～11 歳）＞	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
児童数（人）	3,878	3,690	3,505	3,256	3,151
実績（延べ利用者数）（人日／年）	57	61	222	23	－
利用率（%）	1.5	1.7	6.3	0.7	－
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
児童数（推計）（人）	2,963	2,885	2,836	2,714	2,720
利用率（%）	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
量の見込み（延べ利用者数）（人日／年）	75	73	72	69	69
提供量（延べ利用者数）（人日／年）	75	73	72	69	69
（参考）国 WS（人日／年）	0	0	0	0	0

【子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）に対するサービスの提供量と提供体制】

○子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）の利用者は、年によって大きな差が生じていますが、これは利用する家庭が限られるものの、実際に利用することになった場合、その利用期間が長期化することが多いためと思われます。

○現在、ファミリー・サポート・センター事業の登録者は、依頼会員 185 人、援助会員 100 人、両方会員 25 人（いずれも平成 26 年 5 月末現在）となっており、依頼内容やその時期、期間がマッチングすれば対応可能な会員数を確保しているものと考えられますが、今後も利用推移や利用希望などの把握に努めながら、適切な提供体制を確保していきます。

⑧一時預かり事業

【一時預かり事業のニーズ量の見込み】

○一時預かり事業は、保育所その他の場所において、子どもを不定期かつ一時的に預かる事業で、現在は保育所の一時保育事業のほか、ファミリー・サポート・センター事業の一部、トワイライトステイ事業や幼稚園の在園児を対象とした預かり保育事業などが該当します。

○国 WS の見込み量は、不定期の利用希望がすべて計上されているため、幼稚園や保育所に入所し、かつ不定期事業を利用するような意向をはじめ、費用負担や親族の預かりなどによって実際には利用しないケースも多く含まれていると考えられます。

○また、両親がフルタイムで就労しながら幼稚園を利用する場合は、フルタイムの年間就労日数が計上されるため、実際の利用希望以上に多くなると考えられます。

○本市の実績を見ると、私立幼稚園の預かり保育は年間延べ約 40,000 人の利用があり、保育所の一時保育事業、就学前児童のファミリー・サポート・センター事業の利用、トワイライトステイ事業の利用者の合計で、年間延べ約 5,000 人の利用があります。

○以上の点や新制度になって急激にニーズが変化することは想定し難いことから、ニーズ量の見込みについては、これまでの利用実態を踏まえつつ、一部、国 WS のデータも用いながら独自方法で推計します。

【一時預かり事業の独自推計方法】

○幼稚園在園児については、平成 24～25 年の実績を用いて、各年度の在園児数の見通しに在園児一人当たりの平均利用日数 29.6 日（年間利用日数÷在園児数）を乗じて算出します。

○幼稚園在園児以外は、保護者の利用意向を反映した国 WS の見込み量（【全家族タイプ】×利用意向率×利用希望日数）に、補正係数としてニーズ調査 Q25 の一時預かり希望者 492 人のうち、現在の幼稚園在園児 162 人を除いた人数の割合（67.1%）を乗じたものとします。

＜幼稚園在園児＞	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
実績（延べ利用者数）（人日／年）	－	－	41,109	39,692	－
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
（1 号認定）	25,514	25,040	24,034	23,116	22,376
（2 号相当）	16,131	15,835	15,213	14,621	14,148
量の見込み（延べ利用者数合計）（人日／年）	41,645	40,875	39,247	37,737	36,524
提供量（人日／年）	41,645	40,875	39,247	37,737	36,524
実施施設数（か所）	5	5	5	5	5
（参考）国 WS（人日／年）	126,870	124,509	119,642	115,017	111,355

＜幼稚園在園児以外＞	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
実績（延べ利用者数）（人日／年）	4,601	4,806	4,981	5,231	―
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
量の見込み（延べ利用者数）（人日／年）	5,564	5,408	5,272	5,077	4,892
提供量（人日／年）	5,564	5,408	5,272	5,077	4,892
保育園の一時預かり	5,228	5,072	4,936	4,741	4,556
施設数（か所）	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)
ファミリー・サポート・センター	336	336	336	336	336
トワイライト	0	0	0	0	0
施設数（か所）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
（参考）国 WS（人日／年）	8,292	8,059	7,857	7,567	7,291

【一時預かり事業に対するサービスの提供量と提供体制】

○一時預かり事業のうち、幼稚園在園児についてのニーズ量の見込みは実績に近い数で算出しましたが、このサービスの提供量と提供体制は、私立幼稚園における現状の提供体制を継続することで対応できるものと考えられます。

○また、幼稚園在園児以外の一時預かり事業については、ここ数年間は現在よりやや上回るものの、平成 26 年度中に開設する予定の新設保育所においても一時保育を実施する計画であることから、当面の需要に見合う提供量は確保できるものと考えられます。

○しかしながら、家庭などで子育てされている子どもも多く（特に 0～2 歳児）いることから、乳児家庭訪問事業などを通じて、保護者の利用希望など今後もその把握に努めるとともに、急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに対応できるよう多様な提供体制を検討します。

⑨延長保育事業

【延長保育事業（時間外保育事業）のニーズ量の見込み】

○保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降（本市では概ね 19 時以降）の保育を希望する場合にサービスを提供する事業を延長保育事業とします。

○現在、市内の保育所では公立、民間とも 19 時までの延長保育を実施しています。また、民間 2 園で 20 時までの延長保育を実施しています。

○国 WS による見込みでは、希望者が 2,000（人／日）前後になり、実績の 210～227（人／日）と比べて極端に多い推計値となります。（実績値は 18 時 30 分を超えて利用する人数）

○国 WS の算出方法は、ニーズ調査 Q16 の「利用したい定期的な教育・保育サービス」の回答で、何らかの保育サービスを希望する割合を基礎にしていますが、この中には保育所、幼稚園、保育所以外のサービスを同時に希望する人数も多く含まれていることから、結果としてニーズ量の見込みが大きくなる傾向にあるものと考えられます。また、国 WS の見込みは実際の保育所利用者数を上回っており、このニーズ量を採用する場合は事業間の整合が図れないことになります。

○こうした利用実態を踏まえつつ、事業間の整合も図るため、国 WS の推計値は採用せず、ニーズ調査結果を用いながら、保護者の意向を踏まえた独自方法で推計します。

【延長保育事業（19 時以降）の独自推計方法】

○ニーズ調査において、保育所利用 372 人（認定こども園 1 人含む）のうち、19 時以降の延長保育希望者が 35 人であったことから、その割合を延長保育希望率と仮定（9.4%）します。

○実績は 19 時まで、推計値は 19 時以降のニーズであることに留意する必要がありますが、各年度の保育所利用者数見込みに、この延長保育希望率を乗じた人数を 19 時以降の延長保育利用者見込みとします。

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
保育所利用者（人）	1,758	1,787	1,809	1,797	―
実績（延べ利用者数）（人日／年）	210	216	215	227	―
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
保育所利用者（推計）（人）	1,970	1,925	1,872	1,824	1,748
量の見込み（延べ利用者数）（人日／年）	185	181	176	171	164
提供量（人日／年）	185	181	176	171	164
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
（参考）国 WS（人日／年）	2,149	2,096	2,035	1,960	1,892

【延長保育事業（時間外保育事業）に対するサービスの提供量と提供体制】

○現在、民間保育所 2 園で 19 時以降の延長保育を実施しており、数人の利用者があります。

○ニーズ量の見込みは、164～185 人／日となっており、急激な利用者増も考えにくいことから、19 時以降の延長保育事業については、利用状況の動向を見ながら検討することとします。

○なお、平成 26 年度中に開設する予定の新設保育所においても、19 時以降の延長保育を実施する予定です。

⑩病児保育事業（病児・病後児保育）

【病児保育事業（病児・病後児保育）のニーズ量の見込み】

○保育を必要とする乳幼児や児童で、病気や病気回復期にある場合に、病院・保育所などに付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業として展開しています。本市では、病気回復期の保育所在園児を預かる「病後児保育」を１園で実施しています。

○国 WS の見込みは、年間 2,000 人日前後と極めて大きな推計となりますが、この見込みには病気の状況、費用負担、親族の預かりなど実際に利用するか（できるか）という点が考慮されていません。

○これまでの利用実績を見ると、毎年、幼稚園・保育所利用者数の 2.6～3.3％で推移していますが、サービスの提供量に上限があることや、実施園が１園であることなどにより、利用を控えた可能性も考えられます。

○現在、本市では実施していない「病児保育」も含め、潜在的なニーズは確実に存在すると考えられますが、国 WS、実績ともに十分な根拠にはなり得ません。

○そのため、今後の利用意向の把握に努める必要性を認識しつつも、当面は実績を用いた独自方法で推計します。

【病児保育事業（病児・病後児保育）の独自推計方法】

○平成 22～25 年の病後児保育利用延べ日数と保育所・幼稚園在所者（新制度での 1～3 号認定）数から利用率を算出し、その最大値である 3.3％を各年度の 1～3 号認定の合計数に乗じて算出します。

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
保育所・幼稚園在所者（人）	3,248	3,211	3,172	3,164	－
実績（延べ利用者数）（人日／年）	93	91	81	105	－
利用率（%）	2.9	2.8	2.6	3.3	－
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
1～3 号認定者数（推計）（人）	3,377	3,306	3,198	3,099	2,982
利用率（%）	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
量の見込み（延べ利用者数）（人日／年）	112	110	106	103	99
提供量（延べ利用者数）（人日／年）	112	110	106	103	99
病後児保育	112	110	106	103	99
実施施設数（か所）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
ファミリー・サポート・センター	0	0	0	0	0
（参考）国 WS（人日／年）	2,003	1,953	1,896	1,826	1,764

【病児保育事業（病児・病後児保育）に対するサービスの提供量と提供体制】

○病児保育事業（病児・病後児保育）のニーズ量の見込みは、ほぼ実績に近い数で算出したため、現状の提供体制を継続することで、当面の需要に見合う提供量は確保できるものと考えますが、今後の利用推移や保護者意向などを把握しながら、必要に応じた対策を検討することとします。

○病児保育については、病後児保育以上に医療機関との密接な連携が必要となることから、診療科目に小児科を有する病院などへの働きかけも含めて、今後優先的に検討する必要があります。

⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【放課後児童健全育成事業（学童クラブ）のニーズ量の見込み】

○放課後児童健全育成事業（学童クラブ）事業は、保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業です。

○本市では、すべての小学校において設置していることから、他の事業とは異なり、小学校の通学区に基づき 16 区域を設定し、それぞれの事業単位（クラブ）ごとに低学年と高学年でのニーズ量を見込むものとします。

○国 WS の見込み量は、5 歳児の利用意向で算出していますが、この方法では全国的に実際よりかなり多い人数が算出される傾向があります。（国の通達による）

○そのため、これまでの実績をもとに、今後の利用意向が上昇することを想定した独自方法で推計します。

【放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の独自推計方法】

○本市の実績では、各クラブ入会率が年々上昇していることから各年の児童数をベースに、入会率（各年５月１日時点での学童クラブ入会者数÷学年別児童数で算出）が毎年前年比 0.5%ずつ上昇すると見込み、各年度の市立小学校の児童数に学童クラブごとの入会率を乗じて算出します。

【低学年】

		実績		見込み				
		H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
喜志学童クラブ	必要量	65	79	73	63	60	58	64
	提供量	65	79	73	63	60	58	64
新堂学童クラブ	必要量	44	56	53	52	48	49	51
	提供量	44	56	53	52	48	49	51
富田林学童クラブ	必要量	50	49	43	48	51	51	57
	提供量	50	49	43	48	51	51	57
川西学童クラブ	必要量	51	54	46	48	46	49	48
	提供量	51	54	46	48	46	49	48
錦郡学童クラブ	必要量	45	43	39	37	34	32	32
	提供量	45	43	39	37	34	32	32
彼方学童クラブ	必要量	26	15	14	15	16	14	13
	提供量	26	15	14	15	16	14	13
大伴学童クラブ	必要量	35	51	50	48	53	49	45
	提供量	35	51	50	48	53	49	45
東条学童クラブ	必要量	18	19	16	17	12	12	13
	提供量	18	19	16	17	12	12	13
高辺台学童クラブ	必要量	31	31	31	34	35	39	43
	提供量	31	31	31	34	35	39	43
久野喜台学童クラブ	必要量	55	62	61	58	67	80	77
	提供量	55	62	61	58	67	80	77
寺池台学童クラブ	必要量	67	79	77	81	85	93	95
	提供量	67	79	77	81	85	93	95
伏山台学童クラブ	必要量	44	36	32	32	30	31	31
	提供量	44	36	32	32	30	31	31

		実績		見込み				
		H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
喜志西学童クラブ	必要量	41	48	50	44	42	38	38
	提供量	41	48	50	44	42	38	38
藤沢台学童クラブ	必要量	46	53	50	56	59	61	55
	提供量	46	53	50	56	59	61	55
小金台学童クラブ	必要量	61	48	46	47	47	50	47
	提供量	61	48	46	47	47	50	47
向陽台学童クラブ	必要量	26	26	27	33	36	34	33
	提供量	26	26	27	33	36	34	33
合計	必要量	705	749	708	713	721	740	742
	提供量	705	749	708	713	721	740	742
	施設数	16	16	16	16	16	16	16

【高学年】

		実績		見込み				
		H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
喜志学童クラブ	必要量	12	17	16	19	19	18	16
	提供量	12	17	16	19	19	18	16
新堂学童クラブ	必要量	12	15	15	16	17	16	17
	提供量	12	15	15	16	17	16	17
富田林学童クラブ	必要量	14	18	20	20	16	19	21
	提供量	14	18	20	20	16	19	21
川西学童クラブ	必要量	12	14	14	12	12	13	14
	提供量	12	14	14	12	12	13	14
錦郡学童クラブ	必要量	19	13	13	12	13	12	12
	提供量	19	13	13	12	13	12	12
彼方学童クラブ	必要量	6	5	4	4	4	4	6
	提供量	6	5	4	4	4	4	6
大伴学童クラブ	必要量	11	4	4	5	5	6	7
	提供量	11	4	4	5	5	6	7
東条学童クラブ	必要量	5	8	6	6	6	6	5
	提供量	5	8	6	6	6	6	5
高辺台学童クラブ	必要量	7	6	3	4	4	4	5
	提供量	7	6	3	4	4	4	5
久野喜台学童クラブ	必要量	17	21	20	19	23	22	21
	提供量	17	21	20	19	23	22	21
寺池台学童クラブ	必要量	23	8	7	9	11	13	14
	提供量	23	8	7	9	11	13	14
伏山台学童クラブ	必要量	16	18	24	23	27	25	24
	提供量	16	18	24	23	27	25	24
喜志西学童クラブ	必要量	15	17	15	15	17	17	15
	提供量	15	17	15	15	17	17	15
藤沢台学童クラブ	必要量	16	14	13	12	14	15	16
	提供量	16	14	13	12	14	15	16
小金台学童クラブ	必要量	17	20	19	19	20	21	21
	提供量	17	20	19	19	20	21	21
向陽台学童クラブ	必要量	6	6	5	4	5	5	7
	提供量	6	6	5	4	5	5	7
合計	必要量	208	204	198	199	213	216	221
	提供量	208	204	198	199	213	216	221
	施設数	16	16	16	16	16	16	16

【放課後児童健全育成事業（学童クラブ）に対するサービスの提供量と提供体制】

○学童クラブは、学校の余裕教室の活用や敷地内での施設整備により、すべての小学校に設置しており、特に利用者の多い川西、寺池台、小金台ではそれぞれ２クラブに分割しています。

○適切な保育環境を確保するため、今後も利用が見込まれるクラブについては、市条例に定める設置基準に沿うよう、教育委員会および学校との協議を行い、さらに施設整備を進める必要があります。

○また、放課後の児童の居場所づくりの観点から、各小学校において、地域ボランティアの協力を得て体験・交流活動を実施している放課後子ども教室事業との連携を図る必要があります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

○新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされていますが、これ以外に施設事業者が行う実費徴収について、必要に応じた補足給付のあり方を検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の運営・施設基準などを含む妥当性や永続性などを主な観点として事業者と協議を行います。

○新たに事業を開始する事業者に対しては、利用者が不利益とならないことと、円滑に事業が実施できるよう、市が調整、相談、助言などの支援をします。

6　子どもに関する専門的な支援の充実

①児童虐待防止対策の充実

【現状と今後のあり方】

○児童虐待相談・対応件数は年々増加しており、本市でも子どもの人権を脅かすさまざまな問題のケース（児童虐待、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンスの略。家庭内暴力など）、いじめ、インターネット上のトラブルなど）が報告されています。この状況に対し、「子どもの最善の利益を第一とする（チルドレン・ファースト）」という理念に基づき、より一層子どもの視点に立った対策が求められています。

○市町村における虐待の発生予防、早期発見、早期対応などのためには、地域の関係機関の連携や情報の収集、共有が重要です。また、関係機関との連携をより一層強化し、発生予防から早期対応、子どもの保護および支援、保護者への助言・指導および支援といった各段階での切れ目のない、総合的な対策を講じていく必要があります。

○健康診査未受診児の中には、虐待の可能性があるなどの養育支援が必要な家庭が潜在していると考えられるため、大阪府では市町村の統一的な対応を図ることで、虐待リスクの高い家庭への支援を充実するためのガイドラインの策定に取り組んでいます。また、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができる母子生活支援施設など、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携も必要です。

（1）児童虐待防止対策の充実

○児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携して取り組んでいます。さらに、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、市から積極的に援助を求め、相互に協力し合いながら対応しています。

○保育所、幼稚園、児童館、つどいの広場、地域子育て支援センター、幼児教育センター、小・中学校などにおいて、保護者との信頼関係を築きつつ、虐待の発生予防、早期発見に努めます。

○虐待を早期発見、早期対応するための相談窓口や通報機関などについて、あらゆる機会・媒体を通じて市民全体に向けた広報・啓発活動を行っていきます。また、早期発見には地域や近隣住民からの情報提供も重要なことから、「虐待でなかったらどうしよう」「恨まれたり、責任を問われたらどうしよう」という気持ちから通告を躊躇することがないよう、通告者のプライバシーの保護や匿名での通告も受けていることなど、通告の方法などを広く啓発していきます。

○健康診査や保健指導などの母子保健活動や地域の医療機関などとの連携、乳児家庭全戸訪問事業や、保育士による３歳未満児や妊婦のいる家庭への訪問事業を通じて、妊娠、出産および育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の早期把握に努めています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・要保護児童対策地域協議会（1）
・虐待防止対策の周知（2）
・児童虐待防止に関する研修の実施（3）
・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（4）
・保育士による訪問事業（5）
・養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）（6）
・子どもへの暴力防止プログラム～ＣＡＰ（巡回公民館講座）（7）
・親支援事業（8）

(2) 子どもが相談できる体制の充実

○児童自身の相談に応じる児童家庭相談体制の充実を図ります。

○いじめ、不登校、進学、児童虐待などに関する相談を専門の相談員が受ける「すこやか教育相談」を実施しています。

○地域の民生委員・児童委員および主任児童委員が心配事や悩み事の相談にのり、また社会的支援を要する子どもたちを関係機関へ適切につないでいます。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・児童家庭相談（9）
・すこやか教育電話相談（10）
・民生委員・児童委員および主任児童委員の活動の促進（11）
・相談窓口の周知（12）

②障がい児施策の充実

【現状と今後のあり方】

○本市では、平成 20 年度から 10 年間の「第３次富田林市障がい者計画」を策定しており、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域・家庭において自立した生活が送れるよう、障がい者福祉施策の充実とともに、みんなで支えあう福祉のコミュニティづくりを進めています。

○障がい児などの特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がいなどに応じた専門的な医療、療育の提供、用具などの給付を行うことにより健全な発達を支援しています。また、乳幼児期を含め、早期からの療育相談、教育相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供し、就学前から保護者を含めた関係者が必要な支援などについて共通理解を深めることが重要です。

○自閉症スペクトラム（ＡＳＤ）、学習障害（ＬＤ）、注意欠如多動性障害（ＡＤＨＤ）などの発達障がいに関しては、周囲の家族を含めて社会全体でまだ十分に理解されていないことも多く、子どもと保護者に不安や悩みが蓄積されるケースも懸念されます。

○発達障がいを含め、障がいの状態に応じて子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するための力を養成するため、幼稚園・学校教諭や保育士のさらなる専門性の向上を図るには、専門機関とも連携しながら、子ども一人ひとりの希望に応じた支援や援助が必要になります。そのため、保健、医療、福祉、教育などの各種施策の円滑な連携によって、在宅支援や就学支援の取り組みを推進するとともに、児童発達支援センターなどによる地域支援・専門的支援の強化や保育所保育士などによる訪問支援の活用を通して、障がい児などの特別な支援が必要な子どもとその親・家族に対する支援のさらなる充実に努めるとともに、成人期も見据えたサポートについて検討します。

(1) 障がい児および家庭への生活支援

○医師、心理相談員、保健師、栄養士などによる乳幼児二次健診、訪問指導において随時相談を受けています。また、1 歳 7 か月児健診において、発達・育児支援面での経過観察が必要な子どもに対しては、2 歳到達月まで遊びを通じて適切な支援などを行う「のびのび広場」を月１回実施しています。

○乳幼児に対する母子保健事業や小学校の健康診断を通じて、治療や療育、発達に必要な支援につなげています。また、乳幼児期から成長の過程やこれまでに受けた支援などを記録した「つながるファイル」を使って、保育所や幼稚園などへの入所・入園、小学校への入学など、成長の段階に応じて切れ目のない支援を行っています。

○幼稚園、保育所、学童クラブにおいて、障がい児の受け入れを推進するため、職員の加配などを行っています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・居宅介護（13）
・小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付（14）
・市郵送用封筒点字打刻事業（15）
・ライフサポート推進事業（16）
・在宅重度障がい者（児）短期入所サービス（17）
・短期入所（ショートステイ）（18）
・補装具支給事業（19）
・障がい者等日常生活用具給付等事業（20）
・移動支援事業（21）
・自立支援医療給付事業（育成医療）（22）
・児童発達支援（23）
・放課後等デイサービス（24）
・重度心身障がい者等医療費助成（25）
・交通等バリアフリー基本構想推進事業（26）
・乳幼児二次健診（約束健診）（発達相談）（視聴覚検診）（27）
・乳幼児訪問指導（28）
・のびのび広場（29）
・通園施設運営補助（30）
・障がい児保育事業（31）
・学童クラブでの障がいのある児童の受け入れ体制の充実（32）
・つながるファイル（33）

(2) 相談支援体制の充実

○平成 24 年度から、専門医師による発達相談の実施や発達記録の統一化など、関係課が連携して「発達障がい児等支援連絡会議」を設置し、発達障がいのある子どもへの効果的な支援体制を構築するための仕組みづくりを進めています。

○平成 26 年度から、臨床心理士を 2 名配置するとともに相談室を設置し、発達相談を随時利用していただけるようになっています。

【主な事業】　　**※（ ）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

- 相談支援事業（34）
- 子どもの発達相談（35）
- 幼児の健全発達支援（チューリップ教室）（36）
- つどいの広場事業（37）
- 地域子育て支援センター事業（38）
- 幼稚園における相談体制（39）
- 幼児教育センター（40）
- 利用者支援事業（41）
- コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業（42）

③母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

【現状と今後のあり方】

○本市では、富田林市次世代育成支援行動計画の分野別計画である「富田林市ひとり親家庭自立促進計画」を平成 19 年 3 月に策定し、平成 25 年 3 月には「第二次富田林市ひとり親家庭自立促進計画」を策定しました。同計画に基づき、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保、経済的支援という 4 つを柱として、ひとり親家庭への支援を行っています。

○ひとり親家庭は、子育て、生計、家事などの役割を一人で担うため、精神的・身体的な負担が大きく、生計の維持や家庭生活面で苦労するケースが見られます。このような厳しい家庭環境は、子どもの健全な成長・発達に多大な影響を及ぼす可能性があります。

○今後も同計画を着実に推進し、それぞれに異なる状況に置かれたひとり親家庭の自立生活と就業への支援を通じて、ひとり親家庭の子どもと子育てを社会全体で支えていくことが必要です。

(1) 就業・生活支援の充実

○母子・父子自立支援員をはじめとする相談機能の強化や支援体制の整備を図り、個々の事情に応じたきめ細やかな就労支援を行います。

○技能習得、資格習得のための機会の充実と、そのための費用負担を軽減するなど、能力開発に対して支援しています。

○母子生活支援施設と連携し、安定した生活を支援します。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

- ひとり親家庭相談（ひとり親家庭の自立支援）（43）
- 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金（44）
- 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給（45）
- 母子生活支援施設への入所（46）

(2) 経済的支援の実施

○ひとり親家庭などの子どもが病院などで受診したときの費用を一部助成するなど、生活の安定と児童の健全な育成を図ります。

○児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を実施しています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

- ひとり親家庭医療費助成（47）
- 児童扶養手当の給付（48）
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（49）

④仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備

【現状と今後のあり方】

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、教育・保育とともに重要な施策ですが、社会や経済の環境に大きく左右されることもあり、普及が進まない状況です。

○ニーズ調査では、父親の育児休業取得割合が母親を大きく下回っていること、育児休業を取らずに働いた理由に「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」を挙げる割合が多いことなど、現実的に“子育ては母親の役割”となっている実態もうかがえます。

○今後は、市全体でワーク・ライフ・バランスの普及を積極的に図り、男女が共に仕事と家庭の責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会の形成に向けた啓発・実践が重要です。また、現世代のライフスタイルが次世代を担う子どもたちへのメッセージでもあります。

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

○ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた講座の開催や、情報提供をはじめとする普及啓発活動を通じて、行政機関はもとより民間企業を含めたすべての事業主および事業者に働きかけます。

○就労支援として、就労支援センターでの就労相談、ビジネスマナーやスキルアップのための各種講座、求人・求職情報フェアの開催などを行っています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

- ワーク・ライフ・バランスの啓発事業（50）
- 能力開発支援事業（51）
- 就労相談・就労支援制度の普及啓発（52）
- 就労支援事業（53）
- 求人情報の提供（54）
- 労働相談（55）

(2) 男女共同参画に関する意識啓発

○富田林市男女共同参画計画ウィズプランに基づくフォーラムや講座、母子保健事業、公民館講座を通じて、性別に基づく固定的な役割分業意識にとらわれず、子育ての大切さや楽しさを理解できるように啓発活動を行っています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・男女共同参画推進事業（56）
　（男女共同参画フォーラム）（男女共同参画啓発リーフレット“びびっど”）
　（男女共同参画リーダー養成講座）（男女共同参画活動助成金の支給）
　（男女共同参画センターウィズ管理運営事業）
・女性相談事業（57）
・プレママ・パパ教室（58）
・家庭教育学級（託児付き）の実施（59）

第 4 章　次世代育成の推進

1　子どもの人権尊重と権利擁護の推進

【現状と今後のあり方】

○国が児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）を批准してから 20 年が経過しましたが、児童虐待や貧困の連鎖など、子どもの人権を脅かす問題が後を絶ちません。また、平成 26 年 1 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が示されました。

○子どもたちの健やかな成長を保障するためにも、権利の侵害に対する予防や早期発見、早期対応が重要です。そのため、子どもに一人の人間として自分らしく生きる権利があることについて、市民一人ひとりが理解を深めることのできるよう、人権教育およびその啓発に取り組むとともに、子どもが人権侵害を受けたまたは受ける恐れがある場合、より適切な対応ができるよう、人権に関する相談体制の構築に努めます。

○本市では、子どもの人権を守る社会の形成に向けて、市民や地域へのさまざまな活動を通じた人権教育や啓発活動、人権擁護委員の協力などによる人権相談および生活相談、保育所保育士や学校教職員、その他関係機関職員を対象とした研修による意識向上などに取り組んでいます。さらに、教職員や関係機関職員などは子どもの人権を確立していく立場としての見識を身につけるため、児童虐待防止やＤＶ（ドメスティック・バイオレンスの略。家庭内暴力など）に関する研修に取り組みます。

○保育所、幼稚園、児童館、つどいの広場、地域子育て支援センター、幼児教育センター、保健センターなど子育てに関連する機関では、子どもや子育てに関するさまざまな相談を受けています。また、学齢期以降の不登校の児童や生徒については、教育委員会に教育相談員、教育カウンセラー、子ども登校支援相談員などを配置し、学校外適応指導教室や学校内カウンセリング、電話相談などを実施し、保護者や児童・生徒からの相談も受けています。その他、子ども家庭センターや警察をはじめ、さまざまな機関で相談を受けており、機関相互が連携しながら、適切な対応に取り組んでいます。また、各地区の民生委員・児童委員は身近な相談相手として活動しています。

○今後も、子どもが主人公（チルドレン・ファースト）の普及をさらに進めるとともに、子どもの人権を侵害する事案の未然防止と早期対応に向けた相談体制および支援体制の充実が必要となります。また、子どもたちの人権に関わるさまざまな問題を予防し、早期に発見、対応するとともに、万一権利が侵害されたときのケアや回復に向けた取り組みを進めるため、関係機関の連携強化はもとより、市、地域、市民自身がそれぞれにどのような取り組みを充実すべきか検討していく必要があります。

【主な事業】　　※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No

・要保護児童対策地域協議会（1）
・虐待防止対策の周知（2）
・児童虐待防止に関する研修の実施（3）
・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（4）
・養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）（6）
・子どもへの暴力防止プログラム～ＣＡＰ（巡回公民館講座）（7）
・親支援事業（8）
・すこやか教育電話相談（10）
・民生委員・児童委員および主任児童委員の活動の促進（11）
・相談窓口の周知（12）
・子どもの人権を尊重する啓発・相談活動（60）
・ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に対する研修の実施（61）
・総合相談事業（人権相談・生活相談）（62）
・不登校児童生徒対策の推進（63）
・ひきこもり等相談窓口事業（64）

2　母子の健康と安全の確保

【現状と今後のあり方】

○核家族化の進展や地域でのつながりの希薄化、小児科や産科医の減少、雇用形態の多様化や世帯所得の減少などの要因により、近年は出産に対する不安が高まり、安心して出産・子育てしにくい社会情勢が続いています。そのため、安心して出産、子育てをすることができるとともに、子どもが健やかに成長することができる社会の推進が求められています。

○子育て支援において、周産期と乳幼児期を見守る母子保健事業と小児医療は、保護者の関心が特に高い分野です。出産や育児の不安や悩みをできる限り早期に解消することが、その後の子どもの成長と子育て環境にも大きく影響します。

○本市では、母子健康手帳交付時に妊産婦健診の情報提供、妊婦健診や出生後の乳児一般健診、若年・高年齢初妊婦などへの訪問、新生児訪問、各種教室などを通じて、妊産婦の不安解消と異常の早期発見に努めています。また、乳幼児健診、歯科健診、学校での健診を実施し、乳幼児から児童生徒まで疾病の予防や早期発見・早期治療に努めています。

○安心して出産ができるよう産科との連携を深めるとともに、経済的な面においても継続的な支援が必要です。

○育児や子どもへの接し方などについて悩みを抱え、育児に不安や負担を感じている保護者に対しては、各種健診での子どもの発育・発達、栄養、歯科保健に関する指導や相談とともに、保健師、栄養士、助産師、心理相談員などがより専門的に対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら支援していきます。

①健やかな妊娠・出産への支援

○妊婦一般健康診査のほか、プレママ・パパ教室を実施し、妊婦とその家族に妊娠・出産・育児に関する知識の啓発を行っていますが、未成年の妊婦率が府内他市町村と比較してやや高いという現状を踏まえ、22 歳未満限定の 1 日コースも実施しています。

○不妊治療支援として、府の制度に加えて市独自の特定不妊治療費助成制度を平成 23 年 8 月から実施しています。

○産婦人科医師の不足が社会的な問題となる中、平成 24 年 6 月から富田林病院の産科を再開し、新たな試みとして、院内助産システムを導入した「お産センター」を開設しました。

○安心して出産ができるよう、出産にかかる費用負担を軽減するため、出産育児一時金を支給しています。

○妊婦や 3 歳未満の子どもがいる家庭を保育所の保育士が訪問し、出産から育児に関することなど、さまざまな相談や情報提供をしています。また、保育所見学や行事などへの参加なども呼びかけています。

【主な事業】　※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No

・母子健康手帳交付（65）
・妊婦一般健康診査（66）
・特定不妊治療費助成（67）
・助産の扶助（68）
・出産育児一時金の支給（69）
・新生児訪問（70）
・保育士による訪問事業（5）
・プレママ・パパ教室（58）

②子どもと母親の健康確保

○生後 4 か月までの乳児がいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。また、出産医療機関からの情報提供（府：要養育者支援情報提供システム）により、支援が必要な家庭に対して、養育に必要な助言などをしています。

○乳幼児定期健診（4 か月児、1 歳 7 か月、3 歳 6 か月、乳児一般、乳児後期）の受診率は、平成 25 年度が 88～97％で府内平均受診率とほぼ同じ割合となっています。

○各種予防接種の接種率は、平成 25 年度で 91～104％※ですが、種類によってはやや低いものもあります。

※接種率については、当該年度の標準的な接種時期（年齢）に入院など何らかの理由で接種できなかった人が他年度に接種することもあるため、100％を超えることがあります。

【主な事業】　※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No

・乳幼児健診（71）
　（乳児一般健康診査）（4 か月児健診）（乳児後期健康診査）（1 歳 7 か月児健診）
　（3 歳 6 か月児健診）
・歯科疾患の予防（72）
　（2 歳 6 か月児歯科健診）（1 歳 8 か月児歯科フォロー教室）
　（2 歳 7 か月児歯科フォロー教室）
・予防接種の実施（73）
・子育て相談会（74）
・子ども医療費助成（75）
・かかりつけ医制度（76）
・未熟児訪問指導（77）

③食育の推進

○育児教室（ぴよぴよクラス、すくすくクラス）において、離乳食講習会や調理実習、食に関する指導を実施しています。

○本市では、すべての市立小・中学校で学校給食を実施しています（中学校は希望選択制）。なお、中学校給食については府内市町村に先駆け、平成 23 年 2 月より全中学校で実施しています。各学校では、給食を生きた教材として、食に関する指導につなげています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・育児教室（ぴよぴよクラス）（すくすくクラス）（78）
・食育啓発事業（79）
・小中学校給食実施運営（80）

④小児医療の充実

○小児科（中学生まで）の休日急病診療は、日曜日・祝日・年末年始に富田林病院において開設しています。さらに、府と連携して二次救急医療（入院、手術）体制を構築しています。

○小児救急医療は、医師会などの協力を得ながら、南河内南部広域小児急病診療体制を構築しています。毎日、午後 8 時～翌朝 8 時まで、小児科（中学生まで）の救急医療も対応しています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・小児救急医療事業（81）
・休日急病診療（82）

⑤乳幼児期の事故防止

○4 か月児健診や育児教室（すくすくクラスなど）で、事故予防教育を実施しています。

○子どもの年齢別における発生しやすい事故内容と予防対策をまとめたチラシを配布したり、応急手当の救命講座を開催したりしています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・事故予防教育（83）
・応急手当の普及啓発事業（84）

3　心豊かな子どもを育てる教育環境の充実

【現状と今後のあり方】

○子どもが生まれながらにして持つ力を生かして、日々成長していくためには、自ら学ぶ意欲や自ら課題を見つけ、主体的に判断して行動していく能力の習得が必要です。そのためには、家庭、教育・保育施設、地域社会が互いに連携して取り組むことが重要となります。

○近年、「小１プロブレム」「中１ギャップ」といった、児童・生徒の問題行動を耳にすることが増えています。子どもの学習意欲を高めるとともに、基礎的な社会性を身につけられるよう、まだ未成熟な子どもに対する学校教育、保育はもとより、家庭教育や生涯学習を通して、親子の触れ合いや子どもたちが共に遊んだり、学んだりする機会を提供します。

○豊かな人間性や社会性を育むため、実体験を通して実際の生活や社会のあり方を学ぶなど、体験的な教育活動の充実を図るとともに、国際化社会に対応する感覚を身につけるため、学校園において英語や多文化に親しむ教育を進めていきます。

○児童一人ひとりに応じたきめ細かな教育を進めます。また、特別支援教育においては、コーディネーターを中心に医療や福祉などの関係機関と連携しながら適切な支援を行います。

①幼児・児童教育の充実

○学校教育はもとより生涯学習を通して、次世代を担う子どもの「社会を生き抜く力」を養成することは、本市のめざすところであり、国の目標でもあります。そのため、家庭での教育を基盤とし、学校や地域が協力し、社会全体で子どもの成長を見守る環境が大切です。

○本市では、乳幼児期から本に親しみ豊かな心を育むことができるよう、図書館のブックスタート、おはなし会など各世代に適した事業やサービスにより、乳幼児と保護者の“ふれあい”に力を入れています。

○保育所や幼稚園などでは、幼児期からの生活や発達、学びの連続性を踏まえて小学校との円滑な接続が進むよう、子ども同士の交流のほか、先生同士も学び合う機会を設けて連携を図っています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・ブックスタート事業（85）
・おはなし会等児童向け行事（86）
・幼稚園・保育所・学校等との連携事業（87）
・自動車文庫事業（88）
・特別支援教育（89）
・生徒指導の充実（90）
・キャリア教育（91）
・児童の図書館体験講座（92）

②放課後対策、青少年期の健全育成

○団体や地域において、スポーツ、芸術文化、地域行事、青少年活動などの分野での活動が活発に行われています。そのような活動を通じて、地域の子どもを地域で育てる環境が育ってきています。

○公民館や児童館などにおいて、スタッフやボランティアを中心に、スポーツや芸術文化などさまざまな活動や事業を企画・実施しています。

○各小学校では、放課後に子どもたちが安全に遊べる環境を提供するため、放課後子ども教室を開催しています。また、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童を対象として、学童クラブ（放課後児童健全育成事業）を開設しています。

○学校・家庭・地域が協働する各中学校単位の「すこやかネット」を核とした教育コミュニティを基盤に、教育力の向上、開かれた学校づくり、青少年の健全育成の充実を図ります。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・放課後子ども教室推進事業（93）
・多文化理解・英語教育の充実（94）
・姉妹都市・友好都市交流推進事業（95）
・子ども対象講座の実施（96）
・子ども対象の人形劇の実施（97）
・ジュニアリーダー養成事業（98）
・ジュニア・スポーツリーダー・スクール（99）
・中学生の乳幼児ふれあい体験の充実（100）
・地域教育協議会の推進（すこやかネット）（101）
・青少年指導員への事業委託（102）
・小６・中３における少人数学級編制や少人数授業（103）
・小学生育成事業（104）
・親子ふれあい事業（105）
・自主活動支援事業（106）
・児童館施設の利用促進（107）
・青少年センター施設の利用促進（108）
・幼稚園における世代間交流の推進（109）
・地域活動事業（110）
・市こども会育成連絡協議会活動助成（111）
・幼児教室、親子・児童体操教室（112）
・ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク（113）
・富田林市民マラソン大会（114）
・富田林市民スポーツ・レクリエーション祭（115）
・富田林市民体育大会（116）

4　子ども・子育て支援を支える体制の強化

【現状と今後のあり方】

○近年、少子化と核家族化がますます進展する状況において、子育てしやすい環境づくりを地域全体で推進することは極めて重要な分野です。また、子育てに関するさまざまな問題に対し、関係機関同士の連携がより一層求められています。

○ニーズ調査では、気軽に相談できる人や相談できる場所、相手がある（いる）割合は 95%以上、ない（いない）割合は全体の 3～4%です。しかしながら、少子化や地域でのつながりの希薄化に伴い、子育てに関する悩みや不安を抱えながら、誰にも相談せずに孤立するケースが増えることも懸念されています。

○家庭内や地域での孤立化、密室での子育てを防ぐため、気軽に集い相談・交流ができる仲間づくりなどを目的につどいの広場、地域子育て支援センター、幼児教育センター、親子教室、児童館における活動などを通じて、子育て交流の場を提供しています。また、保育所や幼稚園での園庭開放などを通じて、親子同士の触れ合いや地域との交流を図っています。さらに、子育て支援事業を協働で展開していくため、関係機関による「子育て支援ネットワーク」を設置し、情報の共有や地域の課題解決に向けて取り組んでいます。

○次世代を担う子どもたちに対して、家庭はもとより社会全体で子育てをするという観点から、子育てに関する保護者の経済的負担の軽減が求められています。本市の子育て支援は、子ども医療費助成を中学生まで対象にするなど、府内でも高い水準にありますが、今後も引き続き経済的支援とその充実に努めます。また、経済的理由により就学困難な生徒・学生に対し、教育を受ける権利を保障するために奨学金制度の活用などの支援を行います。

○これらの施策を有効に活用していただくためにも、情報提供の推進が重要です。そのため、子育てに関する最新情報、子育てと仕事の両立や保護者の育児不安・いらだちなどの解消に役立つ情報などを多様な媒体、イベント、講座などを通じて、積極的な情報提供を行います。

①情報の提供

○情報を網羅した子育て応援ガイドやこども情報紙の発行、最新情報をタイムリーに伝えるとんだばやしメールの配信、出前講座での周知などを行っています。

○妊婦や 3 歳未満の子どもがいる家庭を保育所の保育士が訪問し、子育てに関するさまざまな情報を提供しています。

○保健センターや児童館などでの情報の掲示、受診率が約 90%に上る健診時を活用しながら、保護者に情報が確実に届くよう努めています。また、子どもが集う場所や地域に密着した商業施設への情報の掲示なども実施していきます。

【主な事業】　※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No

・子育て応援ガイドの作成（117）
・こども情報紙の発行（118）
・広報紙やインターネットによる情報の提供（119）
・とんだばやしメール（120）
・出前講座の実施（121）
・保育士による訪問事業（5）
・求人情報の提供（54）

②子育てに関する相談体制

○保健センターでの相談、母子保健事業に基づく訪問はもとより、市立も民間も含めた保育所、幼稚園、小学校、児童館、つどいの広場、地域子育て支援センター、幼児教育センターにおいて、随時相談を受けています。また、府、医師会、警察など関係機関との連携による専門的な相談体制を整えています。

○民生委員・児童委員および主任児童委員や、平成 25 年度より配置したコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）が、地域における子育てに関する相談に応じるとともに、きめ細かな対応のできる体制の強化を図っています。

○こども未来室を児童家庭相談窓口として、子どもの性格や言葉の遅れなどの発達面、育児に関する悩み、子どもの虐待に関する相談など、さまざまな子育てに関する相談に応じています。

○各機関の相談窓口の連携を図るとともに、その周知に努めます。

【主な事業】　※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No

・つどいの広場事業（37）
・地域子育て支援センター事業（38）
・幼児教育センター（40）
・家庭支援推進保育（所）事業（122）
・子育て支援保育士事業（123）
・子ども家庭サポーター活動支援（124）
・ファミリー・サポート・センター事業（125）
・親子広場・マタニティー＆子育て中コンサートの実施（126）
・子育てサークルの活動支援事業（127）
・未就園児とその保護者に対する支援活動の充実（市立幼稚園）（128）
・未就園児とその保護者に対する支援活動の充実（私立幼稚園）（129）
・「親と子の育ちの場」の提供（130）
・民生委員・児童委員および主任児童委員の活動の促進（11）
・コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業（42）

③外国人家庭などへの支援

○平成 21 年に策定した多文化共生推進指針に基づき、平和ですべての市民がお互いに尊重し合える活気ある多文化共生のまちづくりの実現をめざします。

○日本語を母語としない児童・生徒に対して、小・中学校に日本語指導員を配置するとともに、多言語進路ガイダンスを実施し、学校生活を支援しています。

○市の窓口に多言語による市役所窓口案内やお役立ちガイドを備え付けるとともに、パンフレットや看板などの外国語併記にも取り組んでいます。

○特定非営利活動法人とんだばやし国際交流協会において、日本語よみかき教室や外国語教室、外国語による相談を行っています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・日本語指導員の配置（131）
・帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業（132）

④経済的な負担の軽減

○国の各種手当（児童手当、児童扶養手当など）、助成制度をそれぞれの家庭の実情に応じて、適切な給付に努めています。また、市独自の支援として、子ども医療費助成の支給対象年齢を中学生まで拡大しています。

○妊婦健康診査の助成や出産育児一時金の支給、ひとり親や障がい児への各種給付金の支給など、出産前から育児、就園、就学に至るまで幅広く連続した支援を行っています。

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・児童手当の給付（133）
・就園奨励費の支給　富田林市私立幼稚園園児補助金の支給（134）
・就学援助費の支給（135）
・富田林市障がい者（児）給付金（136）
・障がい児福祉手当（137）
・特別児童扶養手当の給付（138）
・富田林市重度障がい者タクシー料金補助（139）
・住宅改造補助事業（140）
・重度障がい児（者）介護手当の支給（141）
・難病患者に見舞金の支給（142）
・在宅の障がい者への授産施設通所交通費の助成（143）
・大阪府心身障がい者扶養共済制度（144）
・出産育児一時金の支給（69）
・子ども医療費助成（75）

⑤子育て支援のネットワーク

○子育て支援サービスが身近で利用しやすいものとなるよう、子育て支援のネットワークを強化し、情報共有などを通じて、それぞれの機関が効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。

○本市では、子育てに関するさまざまな問題に対し、それぞれの目的に応じた組織が設置されています。（平成 26 年 4 月現在。子育て支援ネットワーク、乳幼児連絡調整会議、幼稚園協議会、市ＰＴＡ連絡協議会、富田林市ＤＶ対策連絡会議、市こども会育成連絡協議会、地域コーディネーター連絡会、要保護児童対策地域協議会）

【主な事業】　　**※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No**

・地域で子どもを育てるネットワークの構築（145）
・市ＰＴＡ連絡協議会活動助成（146）
・ＰＴＡ教室開催補助（147）
・富田林市ＤＶ対策連絡会議の設置（148）
・地域コーディネーター連絡会（149）
・児童サービス事業（子育て支援と子ども読書推進事業）（150）
・市民公益活動団体・地縁団体への支援（151）
・地域活動事業（110）
・子育てサロン（152）
・乳幼児クラブ事業（153）
・子育て支援ネットワーク（154）

5　子どもに安全で安心なまちづくりの推進

【現状と今後のあり方】

○近年、子どもが犠牲になる凶悪な事件が数多く報道されています。また、交通安全に関しても飲酒運転や暴走などによる被害が後を絶たない状況にあります。子どもたちを犯罪や交通事故から守ることは大人の責務です。

○本市では、安全確保のための啓発活動や青色回点灯パトロールカーの運行事業を実施するとともに、地域や保育所、幼稚園、小・中学校などでの防犯教室や交通安全教室の開催を推進しています。また、子どもの安全を守るためには、行政機関による安全確保に向けた取り組みはもとより、地域防犯力の向上が欠かせません。そのため、地域コミュニティの推進と小学校区ごとに実施されている見守り活動をはじめとした自発的な地域活動の支援に努めます。

①快適な生活環境の確保

○市内道路や公共施設のバリアフリー化、歩道の整備・改修、交通安全施設の設置などを計画的に進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

○外出先でも授乳やおむつ交換などができるよう、市の公共施設に「ベビー休憩室」を設置するなど、子育てバリアフリーを推進しています。

○公園や児童遊園の整備、遊具の安全点検など、子どもが安全に安心して遊ぶことができるよう維持管理および充実に努めます。

【主な事業】　※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No

・公園整備事業（155）
・児童遊園新設事業（156）
・公園管理事業（157）
・学校体育施設の開放（スポーツ振興課）（158）
・学校体育施設の開放（教育総務課）（159）
・道路のバリアフリー化の推進（160）
・教育施設の整備充実（161）

②安全・安心なまちづくりの推進

○各学校や保育所などにおいて、防災・防犯のための安全マニュアルなどを策定し、定期的に見直しを行うとともに、その実効性を確かなものにするため、定期的な防災・防犯訓練を実施しています。また、「学校園安全確保の日」を定めて全市的な防犯訓練を行っています。

○市役所に青色回転灯パトロールカーを配備し、毎日、登下校時間に合わせた見回りを行っています。

○通学時の安全対策の一環として、学校を通じて市立小学校の新１年生に防犯ブザーを配布しています。また、地域においては、小学校区ごとに「子ども安全見守り隊」を結成され、登下校時の見守り活動が行われています。

○子どもに対する声かけ事案やひったくり、路上強盗などの犯罪発生情報や、その被害を防止するための防犯対策情報をメールでリアルタイムにお知らせする「安まちメール（大阪府警)」の普及・啓発に努めます。

○地域の安全を確保するため、町会・自治会などに対して、防犯灯の設置や維持に係る費用の一部に補助金を交付しています。また、子どもたちへの犯罪を未然に防止するため、通学路や公園などの公共空間を撮影する防犯カメラを設置する費用の一部にも補助金を交付しています。

【主な事業】　　※（　）内の数値は参考資料「1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧」の事業No

・学校園の安全確保（防犯訓練）（162）
・防犯教室（163）
・交通安全教室の開催（164）
・青色回転灯パトロールカー運行及び補助事業（165）
・大阪府警による「安まちメール」の普及啓発（166）
・防犯ブザーの配布（167）
・防犯灯補助事業（168）
・防犯カメラ整備補助事業（169）

第 5 章　計画の推進

1　計画の推進体制

【庁内体制の整備】

○本計画の推進に当たっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、総合的・横断的な取り組みを積極的に進めます。

【市民との協働の推進】

○社会全体で子育て支援に取り組むため、家庭、地域、学校、企業、関係団体などが本計画の基本理念を共有して、子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

○子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、教育、保育、福祉、保健、医療などの関係機関・団体などによる活動を核として、また子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

2　計画の点検・評価・改善

【子ども･子育て会議の運営】

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し実効性を確保するため、毎年の進捗状況を庁内で点検します。また、子ども・子育て会議において計画の点検・評価を行い、施策の効果的な展開を図ります。

【計画の公表、市民意見の反映】

○市ウェブサイトなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図るとともに、機会をとらえて市民意見を把握し、市民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

参考資料

1　子ども・子育て支援に関する主要事業一覧

No	事業名	内　容	所　管
1	要保護児童対策地域協議会	保健、福祉、医療をはじめ教育、警察など児童の関係機関が児童虐待の予防、早期発見から妊婦も含めた児童とその家族への援助に至るまで、有機的な連携に基づいた援助方策、援助システムを検討し、虐待の防止などを推進します。また、定期的な児童の状況確認、必要に応じたケース会議などを行い、関係機関との連携を図ります。	こども未来室
2	虐待防止対策の周知	児童虐待防止のために、子ども自身はもとより、市民全体に向けた広報・啓発活動など、さまざまな取り組みを行います。	こども未来室
3	児童虐待防止に関する研修の実施	関係者および関係機関に対して、研修の充実を図ります。	教育指導室 こども未来室
4	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	児童福祉法に基づき、生後４か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、乳児の体重測定や育児の相談に応じ、母親の育児不安を解消するとともに、虐待予防に努めます。また、訪問の際には予防接種手帳を配布します。	健康づくり推進課
5	保育士による訪問事業	市立保育所の保育士が、妊婦のいる家庭を定期的に訪問し、心配事の相談や情報の提供を実施します。希望の保育園を登録し、訪問してもらうことも可能です。また、訪問を通じて「子育てで孤立しない・させない」を目的にさまざまな機関との連携に努めています。さらに、3歳未満の未就園児がいる家庭を訪問し、育児の悩み事の相談を受けたり、子育てを応援する事業や施設を紹介したりします。	こども未来室
6	養育支援訪問事業 （育児支援家庭訪問事業）	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、家庭訪問支援員が訪問し支援します。	こども未来室

No	事業名	内　容	所　管
7	子どもへの暴力防止プログラム～ＣＡＰ（巡回公民館講座）	幼稚園児（5 歳児）および保護者を対象に、子ども自らが虐待・誘拐・いじめなどから身を守る意識を育てるため、巡回公民館講座として実施します。	中央公民館
8	親支援事業	虐待を起こした親の回復のために、プログラムを実施することにより、子どもへの関わり方を変えていくことができるように支援し、家族の再統合を図ります。また、子育てに不安を抱えながらも孤立している家庭や、子育てに無関心な家庭を対象に、グループミーティング形式のグループワークなどの講座を実施し、親の自己肯定感や自尊感情を高め、育児ストレスの解消と児童虐待の防止を図ります。	こども未来室
9	児童家庭相談	家庭における 18 歳未満の児童の養育相談や、児童自身の相談に応じるなど、児童家庭相談体制の充実を図ります。	こども未来室
10	すこやか教育電話相談	いじめ・不登校・進学・児童虐待など子育てや教育に関する相談を専門の相談員が一緒に考え､悩みに答えます。	教育指導室
11	民生委員・児童委員および主任児童委員の活動の促進	日々の活動の中で、地域住民を対象に心配事や悩み事の相談に乗り、さまざまな理由によって社会的な支援が必要と考えられる人に対して、適切に関係機関へつなげます。	地域福祉課
12	相談窓口の周知	子どもの成長発達、子育てなどの相談、子ども自身の相談窓口を案内します。また、各機関で行われている相談窓口との連携を図ります。	こども未来室
13	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などの支援をします。	障がい福祉課
14	小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病児童が日常生活を円滑に行うため、日常生活用具を給付します。	障がい福祉課
15	市郵送用封筒点字打刻事業	視覚障がい者（児）への情報提供の促進を図るため、市役所から発信する封書に市の名前を点字表示します。	障がい福祉課

No	事業名	内　容	所　管
16	ライフサポート推進事業	障がい児（者）とその家族の就労および生活を支援することを目的に、障がい児（者）の通学・通所の支援（送迎サービス）、宿泊支援事業を行います。	障がい福祉課
17	在宅重度障がい者（児）短期入所サービス	重度の身体障がい児または知的障がい児などを介護されている保護者が、病気や出産などにより、家庭における介護ができず、入所日までに介護給付の支給決定を受けることが困難なときに、一時的に施設を利用できるサービスを行います。	障がい福祉課
18	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課
19	補装具支給事業	障がい者児の身体上の障がいを補うため、用具の購入または修理に要する費用を支給します。	障がい福祉課
20	障がい者等日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、重度障がい者等に、日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
21	移動支援事業	社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	障がい福祉課
22	自立支援医療給付事業 （育成医療）	自立支援医療の指定を受けている医療機関において、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための必要な医療の一部を給付します。	障がい福祉課
23	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	障がい福祉課
24	放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	障がい福祉課

No	事業名	内　容	所　管
25	重度心身障がい者等医療費助成	精神または身体に重度の障がいをもつ人が、健康保険証を使って、病院などで受診したとき、自己負担分の一部を助成することにより、その健康の保持および生活の安定に寄与し、対象者の福祉の増進を図ります。	福祉医療課
26	交通等バリアフリー基本構想推進事業	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、市の基本構想に基づきバリアフリー化を推進します。	まちづくり推進課
27	乳幼児二次健診 （約束健診） （発達相談） （視聴覚検診）	乳幼児健診や電話相談、訪問活動などにおいて経過観察を必要とする乳幼児に医師、心理相談員による診察・相談を実施します。なお、保健師、栄養士による相談も併設します。また、3 歳 6 か月児健診において必要とする幼児に医療機関委託による視聴覚検診の実施と受診率の向上を図ります。	健康づくり推進課
28	乳幼児訪問指導	乳幼児健診や電話相談などにおいて、乳幼児の経過観察および保護者の不安解消を目的にした訪問指導の充実を図ります。	健康づくり推進課
29	のびのび広場	1 歳 7 か月児健診において、発達・育児支援面での経過観察が必要な児童と保護者に対し、2 歳到達月まで月 1 回参加してもらう子育て相談の事業で、必要な児童にはチューリップ教室につなぎます。	健康づくり推進課
30	通園施設運営補助	社会福祉法人聖徳園が運営する福祉型児童発達支援施設に対して補助金を交付し、その保育内容の充実と運営の健全化を図ります。	こども未来室
31	障がい児保育事業	特に配慮を要する児童を保育所で、健常児とともに集団保育することにより、当該児童の健全育成の充実を図ります。そのためにも、受け入れについて施設機能や職員配置など児童にとって、より安全で安心な体制を構築します。	こども未来室
32	学童クラブでの障がいのある児童の受け入れ体制の充実	障がいのある児童については、指導員を加配するなど、できる限り受け入れ体制を充実します。	こども未来室

No	事業名	内　容	所　管
33	つながるファイル	子どもの成長の様子や、これまでに受けた支援・教育を記録し、保育園・幼稚園から成人するまでの間、活用できるファイルです。今後もファイルの普及に努め、有効に活用できるようにします。	こども未来室 教育指導室 障がい福祉課 健康づくり推進課
34	相談支援事業	障がい児の家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などの支援をします。	障がい福祉課
35	子どもの発達相談	育児に自信がない、相談する相手がいないなどにより、育児ノイローゼや虐待の危険性も懸念されることから、養育上発達面に課題のある児童の保護者などに対する適切なアドバイスをするため、発達相談体制の充実を図ります。	こども未来室
36	幼児の健全発達支援 （チューリップ教室）	保健センターが実施する１歳７か月児健診などで、集団の場においてフォローが必要と思われる子どもと保護者を対象に、年齢に応じた教室を開催します。遊びを通じて、親子のふれあいを大切にし、子どもと保護者が楽しく過ごせるように援助したり、さまざまな相談に適切な指導・各種相談に応じたりすることにより、幼児の健全な育成・発達を助長し、保護者の育児不安などの解消を図ります。	こども未来室
37	つどいの広場事業	主に 0～3 歳までの子どもとその保護者が気軽につどい、交流や育児相談ができる場を開設します。くつろげる場所の提供のほか、各種講座の開催、子育て情報の提供なども行います。	こども未来室
38	地域子育て支援センター事業	少子化や核家族化によって、子育てに悩みを持つ保護者のために、親子共々の仲間づくりや子育て相談の場を提供するとともに、子育てサークルおよび子育てボランティアの育成・支援や地域の保育・子育て資源の情報提供、地域支援活動を行います。	こども未来室
39	幼稚園における相談体制	教員による子育て相談などの充実を図ります。	市立幼稚園 私立幼稚園

No	事業名	内　容	所　管
40	幼児教育センター	2・3歳児とその保護者を対象とした子育て支援のための事業で、2・3歳児広場の実施や親子活動の場の提供、毎月2回の専門家による子育て相談などを実施します。（相談および指導、2・3歳児広場、施設の一般開放、子育て情報の収集、子育て講座や研修会の開催、子育てボランティア講座の開催、子育てサークルの支援、各機関との連携の推進）	教育指導室
41	利用者支援事業	子どもやその保護者または妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用していただけるよう相談に応じ、必要とされる情報の提供や助言などをしたり、関係機関との連絡調整などを行ったりします。	こども未来室
42	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業	地域に潜む生活の課題を地域の皆さんと共に見つけ出し、生活・福祉に関する困り事の解決方法を一緒に考え、共に行動する「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー」を配置します。地域における子育てに関する相談をはじめ、あらゆる人のあらゆる相談に対して支援します。	地域福祉課
43	ひとり親家庭相談（ひとり親家庭の自立支援）	ひとり親家庭の自立のための相談、情報提供を行い、就労により自立できるようにさまざまな角度から総合的な支援を実施します。	こども未来室
44	母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、職業能力の開発のための講座（国が教育訓練給付の対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料を補助し、就業を支援します。	こども未来室
45	母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父または母が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども未来室

No	事業名	内　容	所　管
46	母子生活支援施設への入所	18 歳未満の児童を養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある人が、生活上のいろいろな問題のために、児童の養育が十分にできない場合に、その保護者および児童を母子生活支援施設に入所させ、保護するとともに安定した生活を支援します。	こども未来室
47	ひとり親家庭医療費助成	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童とひとり親または養育者が、健康保険証を使って、病院などで受診したとき、自己負担分の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図ります。	福祉医療課
48	児童扶養手当の給付	離婚などにより父または母がいない世帯、父または母が重度の障がいをもつ世帯で、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童を監護・養育している父または母または養育者に対して手当を支給し、子育てを支援します。	こども未来室
49	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談および受け付けを行い、生活の安定を支援します。	こども未来室
50	ワーク・ライフ・バランスの啓発事業	働き方を変えて、仕事と生活の調和をめざすワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。	商工観光課 こども未来室
51	能力開発支援事業	能力開発に伴う講座などを開催します。	商工観光課
52	就労相談・就労支援制度の普及啓発	就労支援センターを設置し、就労が困難な事情や環境にある人の就労相談などを行います。	商工観光課
53	就労支援事業	「就職困難者等」の雇用・就労を創出するため、企業・事業所をはじめ、関係機関との積極的な支援・協力体制を確保します。	商工観光課
54	求人情報の提供	全市民（外国人を含む）を対象に、求人情報を提供します。また、庁舎内に設置しているインターネット環境を備えたパソコンにより、最新の求人情報を直接入手していただけます。	商工観光課
55	労働相談	労働に伴う各種相談を行います（外国人を含む）。	商工観光課

No	事業名	内　容	所　管
56	男女共同参画推進事業 （男女共同参画フォーラム） （男女共同参画啓発リーフレット“びびっど”） （男女共同参画リーダー養成講座） （男女共同参画活動助成金の支給） （男女共同参画センターウィズ管理運営事業）	富田林市男女共同参画計画ウィズプランに基づくフォーラムや講座などを通じて、性別に基づく固定的な役割分業意識にとらわれず、子育ての大切さや楽しさを理解できるように啓発活動を行います。	人権政策課
57	女性相談事業	女性の抱えるさまざまな悩みについて、フェミニストカウンセラーや女性電話相談員による相談（子育ても含む）を実施します。	人権政策課
58	プレママ・パパ教室	妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識の啓発および妊婦同士の仲間づくり、父親の育児参加の動機づけを目的に実施します。	健康づくり推進課
59	家庭教育学級（託児付き）の実施	現実的課題に即した、子育てに関するさまざまなテーマを取り上げた学習の実施をめざすとともに、父親が参加できる内容も取り入れます。	中央公民館
60	子どもの人権を尊重する啓発・相談活動	啓発冊子の配布や人権ポスターへの取り組みを通じて、「子どもの権利条約」をはじめ、子どもの権利保障について啓発活動を充実させ、さらに子ども自身が権利の主体として自覚・自立していけるよう人権教育・啓発活動に取り組みます。また、人権擁護委員の協力を得ながら、人権相談の強化を図ります。	人権政策課
61	ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に対する研修の実施	ＤＶに対する適正な対応を図るため、各学校の教員に対し、研修の充実を図ります。	教育指導室

No	事業名	内　容	所　管
62	総合相談事業（人権相談・生活相談）	人権相談および生活相談において、子どもに関わる相談について、関係機関と連携を図り、より適切な対応ができるよう支援します。また、ケースによっては、相談者に同行しながら関係専門機関につなげます。	人権文化センター
63	不登校児童生徒対策の推進	学校外適応指導教室「すこやかスクールＹＯＵＹＯＵ」、学校内スクールカウンセラー配置事業など、学校復帰をめざした取り組みの整備充実を図ります。	教育指導室
64	ひきこもり等相談窓口事業	ひきこもりなどの困難を抱える青少年やその家族に対し、相談窓口において助言をします。	社会教育課
65	母子健康手帳交付	母子保健法に基づき、妊娠の届け出をした人に対して母子健康手帳を交付します。また、交付時に父子手帳、マタニティキーホルダー、妊婦健康診査受診券も配付します。	健康づくり推進課
66	妊婦一般健康診査	合併疾患のチェック、流早産未熟児出生およびＢ型肝炎ウイルスの母子感染の予防を目的にした健康診査の実施と受診率の向上を図ります。また、公費負担による妊婦健診の未受診防止に努めます。	健康づくり推進課
67	特定不妊治療費助成	特定不妊治療（体外受精および顕微授精）以外の方法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦で、大阪府などが実施する「特定不妊治療費助成制度」を受けられた人に対して、市独自に助成金を交付します。	健康づくり推進課
68	助産の扶助	妊産婦が経済的理由により、入院助産が困難な場合に助産施設での出産を支援します。あわせて、養育支援が特に必要である妊婦に対して、関係機関と連携して支援します。	こども未来室
69	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者に対して、出産の費用を気にせず安心して出産していただくために、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
70	新生児訪問	母子保健法に基づき、新生児・産婦に対して不安の解消、健康状態の確認などを目的にした訪問指導を実施します。	健康づくり推進課

No	事業名	内　容	所　管
71	乳幼児健診 （乳児一般健康診査） （4 か月児健診） （乳児後期健康診査） （1 歳 7 か月児健診） （3 歳 6 か月児健診）	乳幼児の健全な育成と保護者の子育て支援を目的として、疾病予防や早期発見・早期治療を図るために発育、発達、栄養、育児、歯科保健に関する相談、保健指導を実施する健康診査の受診率の向上を図ります。また、乳児後期健診については、かかりつけ医を持つことを目的に医療機関で実施します。	健康づくり推進課
72	歯科疾患の予防 （2 歳 6 か月児歯科健診） （1 歳 8 か月児歯科フォロー教室） （2 歳 7 か月児歯科フォロー教室）	生涯を通じた健康づくりの基礎を築くものとして、むし歯などの歯科疾患の予防を目的に、幼児およびその保護者に対して、口腔内診査、予防処置（フッ素塗布）、保健指導、カリオスタット（むし歯予測試験）などの実施と受診率の向上を図ります。	健康づくり推進課
73	予防接種の実施	乳幼児、児童および生徒への予防接種の実施と接種率の向上を図ります。 〔ＢＣＧ、ＤＰＴ（ジフテリア・百日咳・破傷風混合）、ＭＲ（麻しん風しん混合）、第 2 期ＤＴ（ジフテリア・破傷風混合）、日本脳炎、ポリオ〕	健康づくり推進課
74	子育て相談会	保健師・栄養士・助産師・心理相談員などの専門職が実施している個別相談会を行い、育児の悩みや不安などの解消を図ります。	健康づくり推進課
75	子ども医療費助成	出生の日から中学 3 年生までの入院・通院について、保険診療で医療機関に支払う自己負担分の一部を助成します。	福祉医療課
76	かかりつけ医制度	かかりつけ医（小児科）の普及促進を図ります。	健康づくり推進課
77	未熟児訪問指導	母子保健法に基づき、出生体重が 2500g 未満の子どもと産婦に対して不安の解消、健康状態の確認などを目的にした訪問指導を行います。	健康づくり推進課
78	育児教室 （ぴよぴよクラス） （すくすくクラス）	母子保健法に基づき離乳食の進め方、その他交流会や育児・歯科保健に関する保健指導を実施します。また、母子の健全育成、正しい知識の啓発を行います。	健康づくり推進課

No	事業名	内　容	所　管
79	食育啓発事業	食に関する教育などを継続して実施し、食育啓発事業を行います。 〔4 か月児健診時集団教育、1 歳 7 か月児健診時集団教育、3 歳 6 か月児健診時集団教育、ぴよぴよクラス、すくすくクラス、出前講座〕	健康づくり推進課
80	小中学校給食実施運営	市立小中学校において学校給食を実施し、これを生きた教材として、食に関する指導を推進します。使用食品は、国内産を原則として、安全な食事を提供し、また安心して食べてもらえるよう情報発信にも努めます。	学校給食課
81	小児救急医療事業	医療機関、医師会など関係機関の協力を得ながら、南河内南部広域小児急病診療体制の拡充を図ります。	健康づくり推進課
82	休日急病診療	富田林病院で、日曜日・祝日・年末年始に小児科診療を行います。	健康づくり推進課
83	事故予防教育	乳幼児死亡の大きな原因となる不慮の事故を予防するために 4 か月児健診、育児教室において事故予防教育を実施します。また、出前講座などにおいても実施するとともに回数の増を図ります。 〔4 か月児健診時集団教育、1 歳 7 か月児健診時集団教育、3 歳 6 か月児健診時集団教育、ぴよぴよクラス、すくすくクラス、出前講座〕	健康づくり推進課
84	応急手当の普及啓発事業	児童を含む市民が突然の事故に遭ったとき、周りにいる人たちが適切な応急手当ができるよう、応急手当の普及啓発事業を実施します。また、救急救命士などが講師となって行う講習の内容を充実します。	警備救急課

No	事業名	内　容	所　管
85	ブックスタート事業	保護者に絵本を通じて、乳幼児との“ふれあいの必要性”についての働きかけや、図書館の利用案内を行うものとして、保健センター（健康づくり推進課）で開催される「4か月児健診」にあわせて実施し、啓発に努めていきます。 また、健診に参加された乳幼児に絵本を配布したり、健診の待ち時間に図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせを行ったりします。 さらに、健康づくり推進課の保健師と連携し、フォローアップ事業を推進します。	図書館
86	おはなし会等児童向け行事	子どもたちに図書館や本に親しみをもってもらうことにより、利用促進と読書活動を活発にし、また図書館に来る子どもだけでなく、図書館にあまり足を運ばない子どもには、その動機づけをする取り組みを進めます。 また、子どもたちが図書館にあるたくさんの本の中から、良き本と出会えるよう、テーマに沿った本の展示・リスト作成を定期的に行います。	図書館
87	幼稚園・保育所・学校等との連携事業	1．団体貸出 子どもたちが一日の大半を過ごす場である幼稚園・保育園・学校などへ本の団体貸出を行い、読書環境の充実に取り組みます。 2．小学1年生オリエンテーション 市内全小学校（16校）へ出向き、1年生に図書館の使い方の説明や本の紹介をします。 3．学校図書館支援 市内全小学校（16校）と中学校（8校）の学校図書館に月1回、調べ学習などで希望の本を集めて配送する学校図書館ブック便を走らせます。	図書館
88	自動車文庫事業	図書館から離れた地域の皆さんにも利用していただくため、市内広域サービスに努めます。夏休みなどの長期休みの小中学生の利用や幼児を連れた親子、高齢者の利用を促進します。	図書館

No	事業名	内　容	所　管
89	特別支援教育	特別支援教育コーディネーターを中心として、校内の体制づくりとともに、医療や福祉などの関係機関と連携しながら、特別な教育的ニーズのある子どもたちに対して、適切な指導や支援を行います。	小学校 中学校 市立幼稚園
90	生徒指導の充実	幼児・児童・生徒の健全な育成を図るため、さまざまな問題行動・課題に対する予防や適切な指導を目標に研修などを進めます。	教育指導室 各学校園
91	キャリア教育	職場見学やキッズマート、インターンシップなど、仕事の体験教育実施の充実を図ります。	小学校 中学校
92	児童の図書館体験講座	春休みと夏休みに、小学 5・6 年生に図書館の仕事を体験してもらう取り組みをします。	図書館
93	放課後子ども教室推進事業	地域社会全体で、未来を担う子どもの豊かな成長を育むことを目的に、各小学校での放課後や週末などに子どもの体験・交流活動を地域ボランティアの協力を得て開催します。	社会教育課
94	多文化理解・英語教育の充実	急激に発展する情報化・国際化社会に対応するため、ＡＬＴ（外国語指導助手）を学校園に派遣し、異文化交流を含め幼稚園での英語遊び、小学校での国際理解教育、中学校での英語教育支援を推進します。	教育指導室
95	姉妹都市・友好都市交流推進事業	姉妹都市米国ベスレヘム市との交流事業を実施します。また、毎年 11 月に開催している英語弁論大会では、小学生の部を設けるなど、市民の英語能力向上をめざします。	市民協働課
96	子ども対象講座の実施	春・夏・冬休みを中心に、子どもや親子対象の手作り教室や体験教室を実施します。	中央公民館 東公民館 金剛公民館
97	子ども対象の人形劇の実施	公民館まつりなどにおいて、人形劇やマリオネットの発表会、巡回公民館講座で人形劇の出前を実施します。	中央公民館
98	ジュニアリーダー養成事業	小学 5・6 年生を対象に、各地区子ども会のリーダーを養成します。	社会教育課

No	事業名	内　容	所　管
99	ジュニア・スポーツリーダー・スクール	スポーツ・レクリエーションの技術向上だけでなく、セミナーを通していろいろな人とのふれあいの中で、人間関係をコーディネートできる自主性のあるリーダーを養成することを目的に、年 10 回のスクールを開催します。	スポーツ振興課
100	中学生の乳幼児ふれあい体験の充実	職業体験学習の中で、保育園や幼稚園での体験学習を実施します。	中学校
101	地域教育協議会の推進（すこやかネット）	8 中学校区内で、学校・家庭・地域が協働し、青少年健全育成のための取り組みの充実を図ります。	教育指導室 社会教育課
102	青少年指導員への事業委託	各種事業を委嘱された青少年指導員が、青少年の健全育成を図るための事業を実施します。	社会教育課
103	小 6・中 3 における少人数学級編制や少人数授業	少人数の学級編制に必要な講師を配置し、「個に応じたきめ細かな指導」を実現します。	教育指導室
104	小学生育成事業	小学校の放課後や、土曜日・長期休みなどの楽しく安全な居場所として学習、スポーツ、創作、読書、レクリエーション、遠足などさまざまな活動を実施します。	児童館
105	親子ふれあい事業	主に小学生を対象に、各学期事業・年間事業・夏休み事業として講座・講習事業を実施します。具体的には「親子体操」、「子どもトランポリン」、「親子水彩画教室」、「たのしい科学教室」、子育て中の保護者を対象にした「子育てサロン」などを実施します。	児童館
106	自主活動支援事業	中学生を対象に、仲間づくりを中心としたレクリエーションや学習指導を実施します。	児童館
107	児童館施設の利用促進	子育てサークルに対して、児童館の施設の貸し出しを行うとともに、施設の利用促進に努めます。	児童館
108	青少年センター施設の利用促進	青少年の良好な学習環境の提供と子育てサークルをはじめ、生涯学習活動の場として青少年センターの施設利用の促進に努めます。	社会教育課

No	事業名	内　容	所　管
109	幼稚園における世代間交流の推進	敬老会・農作業などにおける交流を図ります。	市立幼稚園
110	地域活動事業	保育園で、地域の子どもやお年寄りなどを招いての敬老会およびクリスマス会を実施します。また、園庭開放や子育て講座、子育て相談を実施します。地域の子育て支援については、保育所保育指針にもうたわれていることから、すべての保育園で実施します。	こども未来室
111	市こども会育成連絡協議会活動助成	健やかな子どもの成長と青少年の健全育成や、地域の子ども会相互の交流事業を中心とした活動補助金の交付と育成指導を行います。	社会教育課
112	幼児教室、親子・児童体操教室	就学前の幼児の楽しいトランポリン教室を開催します。また、就学前の幼児と親の楽しい運動遊び教室、小学 1 年生～3 年生までの楽しい体操教室を開催します。	スポーツ振興課
113	ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク	市民の皆さんの健康増進を図るため、コースの途中でゲームやクイズに挑戦するなど、楽しみながら参加していただける「ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク」を年 1 回開催します。	スポーツ振興課
114	富田林市民マラソン大会	広く市民のスポーツを普及・振興し、あわせて健康と親睦に寄与することを目的に、小学生から壮年・ふれあいまでの 13 部門に分かれてマラソン大会を開催します。	スポーツ振興課
115	富田林市民スポーツ・レクリエーション祭	見て・知って・楽しむスポーツ・レクリエーションをめざし、幅広い年齢層の市民にスポーツ・レクリエーションの普及を目的として、「健康みつけた！私のニュースポーツ」をスローガンに開催します。	スポーツ振興課
116	富田林市民体育大会	広く地域住民の間にスポーツ・レクリエーションの振興とスポーツマンシップの高揚を図るとともに、市民相互の健康と民主的な連帯を高めることを目的として 20 競技を実施します。	スポーツ振興課
117	子育て応援ガイドの作成	子育てに関連する機関などの連絡先および所在地、利用方法を紹介するなど、地域の子育て支援情報の発信に努めます。	こども未来室

No	事業名	内　容	所　管
118	こども情報紙の発行	子どもに関する身近な情報や催し物などの情報提供を行い、保育所・幼稚園・小学校・中学校に通うすべての子どもへ配布します。	社会教育課
119	広報紙やインターネットによる情報の提供	それぞれの所管が、必要な情報を提供します。	関係各課
120	とんだばやしメール	発信メニューを拡充し、子育てに関する情報も含め、さまざまな情報を携帯電話やパソコンにメール配信します。	関係各課
121	出前講座の実施	多様な市民の学習ニーズに即した学習機会の提供をはじめ、行政が行う各事業に対する市民への理解を深めるための出前講座を実施します。子育て講座を含め現在 55 のメニューがあります。	社会教育課
122	家庭支援推進保育（所）事業	家庭環境に配慮を要する保育所入所児童およびその家庭への支援とあわせ、これまで支援の対象となりにくかった「ひきこもりがちな家庭」などの在宅家庭を対象に、出前の育児相談・親子教室の実施や、家庭訪問など保育所機能を地域に展開することにより、保育所における家庭支援を推進します。	こども未来室
123	子育て支援保育士事業	民間保育所の地域における子育て支援機能を充実するために要する子育て支援担当保育士などの人件費を補助します。	こども未来室
124	子ども家庭サポーター活動支援	大阪府子ども家庭サポーターの養成講座を修了した人たちの活動を支援します。	こども未来室
125	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と援助したい人（援助会員）が、お互いに助け合う子育てネットワークで、会員数および活動件数の増加に努めます。	こども未来室
126	親子広場・マタニティー&子育て中コンサートの実施	民生委員児童委員協議会では、親子で一緒に遊び、また親同士の交流を図ることを目的にする活動を実施します。	地域福祉課

No	事業名	内　容	所　管
127	子育てサークルの活動支援事業	子育てサークルの活動に対して、参加希望者の紹介や備品の貸出、講習会の案内をすることにより、その活動を支援します。	こども未来室
128	未就園児とその保護者に対する支援活動の充実	ふれあい活動の実施、園庭開放の子育て支援、教員による子育て相談などの充実を図ります。	市立幼稚園
129	未就園児とその保護者に対する支援活動の充実	子育て支援として、子育て相談・未就園児親子教室・親子登園などを実施します。	私立幼稚園
130	「親と子の育ちの場」の提供	親子教室・子育て講演会・教育相談などを実施します。	市立幼稚園
131	日本語指導員の配置	文化や言語も含め、日本語が十分でない児童の在籍する学校へ日本語指導者とともに指導員を派遣し、学校生活および保護者を支援します。	教育指導室
132	帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業	地域の国際化の中で、外国からの帰国・渡日児童生徒が増加しており、言葉の壁、日本の教育制度への無理解から学校生活に支障をきたしたり、進路選択が困難だったりする例が見られます。 平成 20 年度に策定した「富田林市多文化共生推進指針」に基づき、これらの問題を解決するために、とんだばやし国際交流協会が教育委員会と協力し、多言語進路ガイダンスを開催します。また、とんだばやし国際交流協会で生活相談などを実施します。	市民協働課
133	児童手当の給付	家庭における生活の安定に寄与し、児童の健全な育成に資するために中学校修了までの児童を対象に支給します。	こども未来室
134	就園奨励費の支給 富田林市私立幼稚園園児補助金の支給	幼稚園の就園奨励費の支給や私立幼稚園園児補助金を支給し、保護者負担を援助します。	こども未来室
135	就学援助費の支給	学校で必要な学用品費・給食費・修学旅行費など諸経費の一部を、所得に応じて援助します。	教育指導室
136	富田林市障がい者（児）給付金	障がい児を激励し、その福祉の増進に寄与するため給付金を支給します。	障がい福祉課

No	事業名	内　容	所　管
137	障がい児福祉手当	身体、知的または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の 20 歳未満の児童に、手当を支給します。	障がい福祉課
138	特別児童扶養手当の給付	精神または身体に重度・中度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護・養育している父または母または養育者に対して手当を支給し、子育てを支援します。	こども未来室
139	富田林市重度障がい者タクシー料金補助	在宅の重度障がい者（児）に対し、タクシー料金の一部を補助します。	障がい福祉課
140	住宅改造補助事業	在宅の重度障がい者（児）または在宅の重度知的障がい者（児）に対し、住宅改造に係る経費の一部を助成します。	障がい福祉課
141	重度障がい児（者）介護手当の支給	重度の身体障がいと重度の知的障がいを併せもつ在宅の障がい児（者）の介護者に対し、介護手当を支給します。	大阪府 （障がい福祉課）
142	難病患者に見舞金の支給	難病患者を激励し、その福祉の増進を図るための見舞金を支給します。	障がい福祉課
143	在宅の障がい者への授産施設通所交通費の助成	精神・身体・知的障がい者通所授産施設に通所している在宅の心身障がい者に対して、保護者の負担を軽減すると共に障がい者の福祉の増進を図るため、その通所に要する交通費の一部を補助します。	障がい福祉課
144	大阪府心身障がい者扶養共済制度	障がい者を扶養している保護者が死亡または重度障がい者となった場合、障がい者に終身一定額の年金を支給し、生活の安定を図ります。	大阪府 （障がい福祉課）
145	地域で子どもを育てるネットワークの構築	地域教育協議会への参加の推進、地域の幼児教育推進のため、連絡調整機関の設置に向けて取り組みます。	市立幼稚園
146	市ＰＴＡ連絡協議会活動助成	単位ＰＴＡ相互の連携を密にし、その健全な発展を図るとともに、活動補助金の交付と育成指導を行います。	社会教育課

No	事業名	内　容	所　管
147	ＰＴＡ教室開催補助	単位ＰＴＡの活性化と会員の資質向上を目的に、各幼稚園、小中学校で実施する「ＰＴＡ教室」の講師謝礼を補助します。	社会教育課
148	富田林市ＤＶ対策連絡会議の設置	本会議運営により、本市の担当部課と関係機関が連携を取り、本市におけるドメスティック・バイオレンス被害者を支援します。	人権政策課
149	地域コーディネーター連絡会	各小中学校区で活動するボランティアとなる地域コーディネーターの連絡調整会議を行います。	社会教育課
150	児童サービス事業（子育て支援と子ども読書推進事業）	子どもが本に関心をもつことができるよう、保護者や子どもの本に関心のある人を対象にして、図書館文化講座や児童文学講座などを開催します。	図書館
151	市民公益活動団体・地縁団体への支援	市民公益活動センターにおいて、団体活動拠点としての利用、印刷などの事務作業、活動していく上での悩みや相談、助成金などの情報提供、プロジェクターなどの備品貸出、チラシ・ポスターの掲示などにより、各種活動団体を支援します。	市民協働課
152	子育てサロン	閉じこもりの防止や参加者相互の仲間づくりを目的とした子育てサロンを、地区・校区福祉委員会にて実施します。	地域福祉課
153	乳幼児クラブ事業	専門的な知識や経験を持った指導員を配置し、「親子ふれあい遊び」、「ワークショップ」などサークル形式の多種多様な活動を通じて、情報交換や子育ての知識の学ぶ場を提供します。	児童館
154	子育て支援ネットワーク	子育て支援サービスを身近で利用しやすくするため、情報共有などを通じてそれぞれの機関が効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。	こども未来室
155	公園整備事業	「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、安全で利用しやすい公園をめざし、遊具などの施設整備を行います。	みどり環境課

No	事業名	内　容	所　管
156	児童遊園新設事業	市民の要望および遊園用地の使用提供を前提として、市民における配置バランスなどにも配慮しながら遊園の充実に努めます。	みどり環境課
157	公園管理事業	市民の憩いと潤いの場となる都市公園・児童遊園などの快適な環境を提供するための維持管理（清掃・除草・樹木管理・遊具修理）を行います。	みどり環境課
158	学校体育施設の開放	地域でのスポーツ振興や文化振興および地域コミュニティのために、小中学校のグラウンドおよび体育館を学校教育に支障のない範囲で開放します。	スポーツ振興課
159	学校体育施設の開放	地域でのスポーツ振興や文化振興および地域コミュニティのために、小中学校のグラウンドおよび体育館を学校教育に支障のない範囲で開放します。	教育総務課
160	道路のバリアフリー化の推進	富田林市交通等バリアフリー基本構想に伴う道路特定事業計画に基づき、バリアフリー化（段差解消、誘導ブロックの設置等）の整備を進めます。	道路交通課
161	教育施設の整備充実	市内学校（園）の耐震化を進めるとともに、老朽化した施設の改善を図り、教育施設の整備・充実に努めます。	教育総務課
162	学校園の安全確保（防犯訓練）	各関係機関の協力を得ながら、「学校園安全確保の日」を中心とした全市的防犯訓練を実施するとともに、学校園での安全管理体制を常に点検し、子どもの安全確保に努めます。	教育指導室
163	防犯教室	犯罪から身を守るため、地域や学校などで防犯教室を開催します。	総務課
164	交通安全教室の開催	子どもを交通事故から守るため、保育所・幼稚園・小学校において交通安全教室を毎年開催します。	道路交通課

No	事業名	内　容	所　管
165	青色回転灯パトロールカー運行及び補助事業	下校時や帰宅後の児童への犯罪や、交通事故などからの安全を確保するため、市職員による「青パト」を運行します。平日の毎日、児童の下校時刻に合わせ、小学校区毎に運行します。また、地域で実施される「青パト」の運行に対して助成します。	総務課
166	大阪府警による「安まちメール」の普及啓発	大阪府警の「安まちメール」によって、リアルタイムの情報が提供されることにより、地域の見守り活動に活用されるなどの結果、子どもに対する強制わいせつ事件の減少につながっているため、その普及啓発に努めます。	総務課
167	防犯ブザーの配布	市立小学校の児童の通学時の安全対策の一環として防犯ブザーを購入し、市立小学校の新入生に貸与します。	教育総務課
168	防犯灯補助事業	犯罪や事故の発生を未然に防止し、安全・安心な街づくりを進めるため、町会などの管理団体に対して、防犯灯の設置費および維持管理費の一部を補助します。また、いずれの管理団体にも属さない所での防犯灯の設置要望については、新たな管理団体の組織化を促すなど、早期設置に向けた検討を行います。	市民協働課
169	防犯カメラ整備補助事業	地域の防犯対策として、町会などが防犯カメラを整備する際に、設置費の一部を補助します。	市民協働課

2　富田林市子ども・子育て会議条例

富田林市条例第２９号

富田林市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、富田林市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子育て会議は、法第７７条第１項各号に掲げる事務を処理するとともに、次に掲げる事務を所掌する。

（１）　計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。

（２）　施策の充実及び見直しに関すること。

（３）　その他計画の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　子育て会議は、次に掲げる者のうちから、委員２０人以内をもって組織し、市長が任命する。

（１）　学識経験のある者

（２）　関係団体の推薦を受けた者

（３）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（４）　子どもの保護者

（５）　その他市長が適当と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第４条　子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

２　臨時委員は、市長が任命する。

３　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとみなす。

（会長及び副会長）

第５条　子育て会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が行う。

２　子育て会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。

３　子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（関係者の出席等）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

3　富田林市子ども・子育て会議委員名簿

◎会長　　○副会長　　（敬称略）

番号	条例上の区分		氏名	所属等
1	1号	学識経験のある者	◎　井上　美智子	大阪大谷大学教育学部教授
2			開沼　太郎	大阪大谷大学教育学部准教授
3			横浜　勇樹	大阪大谷大学教育学部准教授
4	2号	関係団体の推薦を受けた者	○　中尾　いつ子	民生委員児童委員協議会
5			福田　毅	富田林医師会
6			久米　正子	母子福祉会
7	3号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	西尾　光世 （平成26年4月30日まで） 辻野　由貴子 （平成26年5月1日から）	市立保育園（大伴保育園長） 市立保育園（若葉保育園長）
8			吉田　郁	市立幼稚園（錦郡幼稚園長）
9			松村　雅子	市立小学校（新堂小学校長）
10			西谷　幸子	私立保育園（ふれんど保育園長）
11			杉分　加寿子	私立幼稚園（しろがね幼稚園長）
12			天正　満 （平成26年4月30日まで） 佐藤　正康 （平成26年5月1日から）	富田林子ども家庭センター
13			岡本　聡子	つどいのひろば（ＮＰＯ法人ふらっとスペース金剛代表理事）
14	4号	子どもの保護者	岡野　幸代	公募の市民
15			吉岡　千香子	公募の市民
16			松田　睦美	公募の市民
17			北谷　綾乃	保育園保護者
18			糸賀　友美 （平成26年6月30日まで） 三浪　美香 （平成26年7月1日から）	ＰＴＡ連絡協議会（幼稚園）

4　計画策定経過

日付	事項	概要
平成 25 年　7 月 1 日	富田林市子ども・子育て会議条例制定	・　富田林市子ども・子育て会議条例の制定
8 月 1 日～8 月 19 日	子ども・子育て会議市民委員公募	・　子ども・子育て会議市民委員公募期間
平成 25 年　9 月 20 日	第 1 回子ども・子育て会議	・　富田林市子ども・子育て会議条例について ・　会長、副会長選出 ・　会議の成立要件、会議の公開および会議記録の作成について ・　事業計画策定スケジュール等について ・　ニーズ調査票について
10 月 24 日 ～11 月 6 日	アンケート調査実施	・　就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象に実施
平成 26 年　1 月 17 日	第 2 回子ども・子育て会議	・　ニーズ調査の実施報告等について
3 月 27 日	第 3 回子ども・子育て会議	・　教育・保育提供区域の設定について ・　アンケートに基づくニーズ量推計結果について ・　子育て支援の現状と課題について
5 月 26 日	第 4 回子ども・子育て会議	・　施設・事業等の各種基準（案）の検討 ・　新制度にかかるニーズ量の見込み（案）について
7 月 24 日	第 5 回子ども・子育て会議	・　ニーズ量の見込みを元にした事業計画（素案）の検討
8 月 21 日	第 6 回子ども・子育て会議	・　子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討　（グループ討議）
10 月 7 日	第 7 回子ども・子育て会議	・　子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討
11 月 7 日	第 8 回子ども・子育て会議	・　子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討
平成 27 年　1 月 6 日 ～2 月 5 日	パブリックコメント実施	・　市広報およびホームページ ・　関係施設にて閲覧
2 月 20 日	第 9 回子ども・子育て会議	・　パブリックコメント結果報告
2 月 24 日		・　富田林市子ども・子育て支援事業計画決定

5　子ども・子育て支援新制度に関する用語説明

（50 音順）

用語	定義・概要
■カ行	
確認制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設および地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条）
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園および児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
子ども・子育て関連 3 法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援。（法第7条）
■サ行	
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
市町村などが設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。 本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の付属機関）。
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）

用語	定義・概要
■タ行	
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育など（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う事業。（法第7条）
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブなどの事業。（法第59条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）
■ハ行	
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。 （法第19条） 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
■ヤ行	
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育および家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社などの参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。

富田林市子ども・子育て支援事業計画

発行：平成27年3月
編集：富田林市子育て福祉部こども未来室
〒584-8511　大阪府富田林市常盤町1番1号
電　話：0721-25-1000（代表）
ＦＡＸ：0721-24-8976
すくすく子育て応援サイト（富田林市ウェブサイト内）：
http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/jidou/index.html

富田林市
子ども・子育て
支援事業計画